

玉野市行財政改革大綱

令和 5 年度実績報告

令和 6 年度実施計画

I 健全で持続可能な財政基盤の確立

1	市税・料等の収納率の向上	p.1-4
(1)	市税・料等の収納率の向上	(税務課) (保険年金課) (長寿介護課) (水道課) (都市計画課)
(2)	債権管理の適正化	(財政課) p.5-6
2	ふるさと納税の推進	(財政課) p.7-8
3	公有財産を活用した歳入確保	(公共施設交通政策課) p.9-10
4	競輪事業の収益増加	(競輪事業課) p.11-12
5	使用料・手数料の見直し	(財政課) p.13-14
6	公共交通運営事業の見直し	(公共施設交通政策課) p.15-16
7	葬祭制度の見直し	(市民課) p.17-18
8	未利用地の処分	(公共施設交通政策課) p.19-20
9	分譲地の売却	(契約管理課) p.21-22

II 行政サービスの最適化・市民の利便性の向上

10	公共施設再編整備の推進	(公共施設交通政策課) p.23-24
11	幼保一体化の推進	(就学前教育課) p.25-26
12	小中学校の適正規模化	(教育総務課) p.27-28
13	教育センターの移転先の検討	(学校教育課・社会教育課) p.29-30
14	渋川周辺の活性化	(商工観光課) p.31-33

III 効率的で効果的な行政運営

15	DXの推進及びICTの利活用	(総務課) p.34-36
16	人材育成の推進	(人事課) p.37-38
17	働き方改革の推進	(人事課) p.39-40 (学校教育課) p.41-42 (就学前教育課) p.43-44
18	消防本部、消防署の運営形態の改革	(消防総務課) p.45-46
19	消防団の運営形態の改革	(消防総務課) p.47-48
20	新たな行政評価システムの構築・運用	(総合政策課) p.49-50

1 計画の概要

体系分類 (大項目名)	I	健全で持続可能な財政基盤の確立	担当課		
取組項目名 (小項目名)	1(1)	市税・料等の収納率の向上	税務課・保険年金課 長寿介護課・水道課 都市計画課		
目 標	市税・料等の安定的確保及び納付者間の公平性を確保するため、収納率の向上を図る				
現状と課題 (計画策定時)	市の行財政運営を支える市税収入の安定的確保及び国民健康保険事業をはじめとした各事業の安定的な運営のため、納付しやすい環境を整備することにより滞納にならないための取組を引き続き推進するとともに、滞納者に対する丁寧な納付相談の実施及び適正な滞納処分により、滞納の早期解消に努める必要がある				
目標達成に向けた取組 (計画策定時)	<p><滞納にならないための取組> 確実な納付につなげるため、引き続き口座振替登録を推進するとともに、コンビニ納付やコード決済アプリでの納付を推進する さらなる納付方法の利便性向上のため、web口座振替受付サービスを導入する 死亡者、居所不明者等の調査による執行停止等、適正賦課の推進を図る</p> <p>【共通事項】 <滞納に対する取組> 滞納整理強化月間の実施、一斉催告等による積極的な滞納整理を行う</p>				
【税務課】	<p><滞納にならないための取組> 地方税共通納税システムの納付税目の拡大により、納税しやすい環境を整備する</p> <p><滞納に対する取組> 岡山県及び岡山市町村税整理組合への徴収案件委託により、積極的な滞納整理を行う 岡山県との相互併任制度を活用し、職員の徴収技術の向上を図る 預貯金等調査に伴う事務作業の効率化を図るため、預貯金等照会システムの導入を検討する</p>				
【保険年金課】 【長寿介護課】	<p><滞納に対する取組> 督促状、催告書の送付や推進員による電話催告等を活用し、相談機会の拡充を図る 悪質な滞納者については、岡山県市町村税整理組合への徴収案件委託により、積極的な滞納整理を行う 預貯金等調査に伴う事務作業の効率化を図るため、預貯金等照会システムの導入を検討する</p>				
【水道課】	<p><滞納に対する取組> 給水停止を毎月実施する</p>				
【都市計画課】	<p><滞納に対する取組> 口座振替不能者に対し訪問を行うなど、滞納整理の早期実施に取り組むとともに、電話や訪問等による催告を行う 再三の支払催告等に応じない長期滞納者に対しては、明渡請求などの法的措置の検討を行う</p>				
成果指標		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市税	市税徴収率 (現年度分・滞納繰越分)	97.64%	97.72%	97.79%	97.85%
国民健康 保険料	国民健康保険料収納率 (現年度分)	95.4%	95.6%	95.8%	96.0%
	国民健康保険料収納率 (滞納繰越分)	30.75%	31.50%	32.25%	33.00%
介護 保険料	介護保険料収納率 (現年度分)	99.67%	99.68%	99.69%	99.70%
	介護保険料収納率 (滞納繰越分)	29.0%	30.0%	31.0%	32.0%
水道料金 下水道 使用料	水道料金収納率	95.1%	95.2%	95.3%	95.4%
	下水道使用料収納率	94.9%	95.0%	95.1%	95.2%
住宅 使用料	住宅使用料収納率 (滞納繰越分)	9.05%	9.10%	9.15%	9.20%
駐車場 使用料	駐車場収納率 (滞納繰越分)	17.0%	17.3%	17.6%	18.0%

2 令和5年度の取組実績

取組内容	【税務課】	<p>■滞納にならないための取組 コンビニ納付やキャッシュレス納付を推進するとともに、引き続き口座振替登録の推進を図ってきた。キャッシュレス納付の推進のため、納税通知書や口座振替の不能通知にキャッシュレス納付のチラシを同封した。また、ホームページでもキャッシュレス納付を推奨した。口座振替の推進のため、新たな申請方法としてweb口座振替受付サービスを導入した。また、支払のための来庁者、特に払い忘れの滞納者等に口座振替への登録を促した。</p> <p>■滞納に対する取組 滞納整理強化月間において、一斉催告、滞納処分等を実施し、積極的な滞納整理に取り組んだ。岡山市町村税整理組合へ徴収案件を委託するとともに、岡山県には、市県民税を含む滞納案件を精査したうえで、適切なものを引き継いだ。また、岡山県との相互併任制度を活用し、職員の徴収技術の向上を図った。 預貯金等照会システムを導入し、預金調査を実施した。預貯金等照会システムを活用することで、事務作業の効率化が図られた。</p>			
	【保険年金課】 【長寿介護課】	<p>■滞納にならないための取組 コンビニ納付やキャッシュレス納付を推進するとともに、引き続き口座振替登録の推進を図ってきた。キャッシュレス納付の推進のため、資格取得時にキャッシュレス納付のチラシを渡した。 口座振替の推進のため、新たな申請方法としてweb口座振替受付サービスを導入した。 払い忘れ等を含む現年滞納者に対し、電話催告や訪問調査を行い、早期の納付を促した。</p> <p>■滞納に対する取組 12月の滞納整理強化月間において、今年度から催告書に納付書を同封し、納付を促すように取り組んだ。預貯金等照会システムを導入し、預金調査を実施した。預貯金等照会システムを活用することで、事務作業の効率化につながった。</p>			
	【水道課】	<p>■滞納にならないための取組 口座振替の推進のため、新たな申請方法としてweb口座振替受付サービスを導入した。 納付忘れの滞納者については、窓口等で口座振替の登録を勧めた。</p> <p>■滞納に対する取組 【一斉催告書の送付】 年に2回（7月・12月）催告書の送付を実施した。7月については868件、12月については744件送付し、積極的な滞納整理に努めた。 【給水停止の毎月実施】 6月の通知を皮切りに、2月末までに合計9回の給水停止を実施。</p>			
	【都市計画課】	<p>■未納にならないための取組 確実な納付につなげるため、引き続きweb口座振替受付サービス等による口座振替登録を推進するとともに、コンビニ納付や「コード決済アプリ」での納付を推進するため、市HPや広報紙などにより周知した。</p> <p>■滞納に対する取組 電話や訪問等による催告を行うとともに、滞納者と納付相談を行い、一括納付が困難と思われる事情がある場合などは分納による納付を促した。</p>			
成果指標	【税務課】	市税徴収率 (現年度分・滞納繰越分)	97.64%	—	現時点での見込不可
	【保険年金課】	国民健康保険料収納率 (現年度分)	95.40%	—	現時点での見込不可
		国民健康保険料収納率 (滞納繰越分)	30.75%	—	現時点での見込不可
	【長寿介護課】	介護保険料収納率 (現年度分)	99.67%	—	現時点での見込不可
		介護保険料収納率 (滞納繰越分)	29.0%	—	現時点での見込不可
	【水道課】	水道料金収納率	95.10%	—	現時点での見込不可
		下水道使用料収納率	94.90%	—	現時点での見込不可
	【都市計画課】	住宅使用料収納率 (滞納繰越分)	9.05%	—	現時点での見込不可
駐車場収納率 (滞納繰越分)		17.0%	—	現時点での見込不可	

3 令和6年度の実施計画

取組 内容	【税務課】	<p>■滞納にならないための取組 キャッシュレス納付等、納税しやすい納付方法の周知を図っていく。 引き続き口座振替の登録を推進していく。登録方法の選択肢として、web口座振替受付サービスの周知を図る。</p> <p>■滞納に対する取組 引き続き積極的な滞納整理を取組の軸とし、滞納整理月間等の施策を継続していく。 岡山県への徴収引き継ぎを継続し、引き継ぐ案件については、内容を精査する。 岡山県との相互併任制度を活用し、職員の徴収技術の向上を図っていく。 岡山市町村税整理組合への徴収委託を継続していく。 預貯金等照会システムを活用することで事務作業の効率化を図るとともに、滞納整理に効果的に活かしていく。</p>			
	【保険年金課】 【長寿介護課】	<p>■滞納にならないための取組 払い忘れや収納率の向上の対策として、自動振り込みサービスの推進が有効であることから、口座振替登録を推進する。また、簡易な登録手法としてweb口座振替受付サービスの周知を図る。 いつでも納付しやすいサービスとして、コンビニ納付やキャッシュレス納付の周知を引き続き推進する。 現年滞納者に対して、電話催告、訪問調査の推進や税情報が無い世帯には簡易申告を呼びかけるなど、新規滞納者を増やさない対策を行う。</p> <p>■滞納に対する取組 岡山市町村税整理組合への徴収委託の継続や定期的な催告書の発送、分納誓約不履行者に対する連絡の推進等、滞納者との納付相談の機会を増やし、滞納整理に努めていく。 また、預貯金等照会システムを活用することで、事務作業や滞納整理の効率化の推進を図る。</p>			
	【水道課】	<p>■滞納にならないための取組 引き続き口座振替の登録を推進していく。 口座振替の登録手法としてweb口座振替受付サービスの周知を実施する。</p> <p>■滞納に対する取組 【年2回の一斉催告書の送付】 12月の滞納整理強化月間に加え、7月にも発送を行い、積極的な滞納整理を行う。 【給水停止の毎月実施】</p>			
	【都市計画課】	<p>■未納にならないための取組 確実な納付につなげるため、引き続きweb口座振替受付サービス等による口座振替登録を推進するとともに、コンビニ納付や「コード決済アプリ」での納付を推進する。</p> <p>■滞納に対する取組 口座振替不能者に対し訪問を行うなど、滞納整理の早期実施に取り組むとともに、電話や訪問等による催告を行う。 再三の催告等に応じない長期滞納者に対しては、明渡請求などの法的措置の検討を行う。</p>			
成果指標		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市税	市税徴収率 (現年度分・滞納繰越分)	/	97.72%	97.79%	97.85%
国民健康 保険料	国民健康保険料収納率 (現年度分)	/	95.6%	95.8%	96.0%
	国民健康保険料収納率 (滞納繰越分)	/	31.50%	32.25%	33.00%
介護 保険料	介護保険料収納率 (現年度分)	/	99.77%	99.78%	99.79%
	介護保険料収納率 (滞納繰越分)	/	30.0%	31.0%	32.0%

水道料金 下水道 使用料	水道料金収納率		95.2%	95.3%	95.4%
	下水道使用料収納率		95.0%	95.1%	95.2%
住宅 使用料 駐車場 使用料	住宅使用料収納率 (滞納繰越分)		9.10%	9.15%	9.20%
	駐車場収納率 (滞納繰越分)		17.3%	17.6%	18.0%

1 計画の概要

体系分類 (大項目名)	I	健全で持続可能な財政基盤の確立			担当課
取組項目名 (小項目名)	1(2)	債権管理の適正化			財政課
目 標	公平性・公正性を確保するため、債権管理の適正化を図る				
現状と課題 (計画策定時)	<p>市が保有する債権は、法令の適用上の性質から公法上の債権（公債権）と私法上の債権（私債権）に分類される</p> <p>代表的な公債権である税、保険料等は国税徴収法の適用があり、管理の手法が確立されている</p> <p>一方、私債権については発生の原因が各事務の根拠法である場合、一般法である民法の適用を受ける場合と多岐にわたり、管理方法も債権ごとに異なっているため、統一的管理手法、処理の基準が整理されていないことが課題となっている</p> <p>債務者の公平性・公正性を確保するため、市が保有する債権を性質に応じた区分化を図り、各債権の性質に応じた処理基準について適正な整理を行い、効率的・効果的な債権管理を行っていく必要がある</p>				
目標達成に向けた取組 (計画策定時)	<p>1 「債権管理適正化に関する基本方針」の策定</p> <p>保有する債権の洗い出し（法的性質による区分化）を行う</p> <p>債権毎の法的根拠、時効期間、滞納管理等を整理する</p> <p>債権管理の事務フローを整理する</p> <p>各段階（滞納状況）における取組項目を整理する</p> <p>2 「債権の管理に関する条例（仮称）」の制定</p> <p>債権管理に関する必要な事項を整理する</p> <p>3 「債権管理計画」の策定及び計画の着実な進捗管理</p> <p>基本方針を具体的に推進するための目標設定を行う</p> <p>取組状況の整理、進捗確認を行う</p>				
成果指標	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	基本方針骨子の策定	基本方針の策定	債権の管理に関する条例の制定	債権管理計画の策定 計画に基づいた取組の実施	

2 令和5年度の取組実績

取組内容	<p>■債権の管理状況の把握</p> <p>各課が保有する債権のうち、滞納が発生している債権の洗い出しを行い、各債権の滞納状況や債権管理を行う上での課題等についての調査を行った。その結果、公債権・私債権などの債権の性質による区分や根拠法令、時効期間などが適切に把握・整理されていないなど、管理が適切に行われていないものが見受けられた。</p> <p>■債権の性質に応じた整理</p> <p>債権管理の適正化に向け、庁内の債権所管課で組織する検討会において、各債権の法的性質による区分化、債権ごとの法的根拠、時効期間、督促、延滞金の徴収状況等について整理を行った。</p> <p>■「債権管理に関する条例」の研究</p> <p>統一かつ効率的な債権管理を目的として「債権管理に関する条例」を制定している自治体も数多くあることから、条例の制定状況や条例の内容についての研究を行った。県内では15市中8市で制定されている。</p> <p>■「債権管理の適正化に関する基本方針」の策定</p> <p>債権の適正な管理及び収納率の向上を目指し、債権管理に関する本市の考え方や具体的な取組みの方針を掲げた「債権管理の適正化に関する基本方針」を策定した。</p>			
成果指標	成果指標名	当年度の成果指標	達成状況	
		基本方針の策定	達成（前倒し）	

3 令和6年度の実施計画

<p>取組内容</p>	<p>■「債権管理に関する条例」の制定に向けた準備 統一かつ効率的な管理を行うため、「債権管理に関する条例」を制定している先進自治体の条例等の研究を進め、台帳の整備や債権放棄など、条例へ規定する事項についての検討を行う。</p> <p>■「債権管理マニュアル」の作成 債権管理事務を行う上で必要となる台帳の管理、督促・催告、納付相談、支払督促などの各種手続きに関して、各債権の性質区分ごとに債権回収事務フローを整理し、債権の発生から消滅までのプロセスにおける債権管理の具体的な手順をルール化した「債権管理マニュアル」の作成を行う。</p> <p>■回収見込みのない債権の洗出し 債権の整理を行う中で、破産や相続人不存在などの理由により、回収見込みのない債権についても継続した管理が行われており、非効率な運用となっている。効果的・効率的な債権管理のためには、回収見込みのない債権については放棄することも必要であることから、対象となる債権の洗出しを行い、債権放棄に向けた検討を行う。</p>			
<p>取組に当たっての課題・問題点</p>	<p>「公債権・私債権」などの債権の性質分類については、時効期間等に影響があるため、関係法令等を再確認するとともに、債権管理に精通している弁護士に助言を仰ぐなど、慎重に進めていく必要がある。</p> <p>債権放棄は本市の財産を減らす行為であり、また、公平性を確保するという観点からも、債務者の破産や相続人不存在など、債権回収のためにあらゆる手段を尽くしてもなお回収の見込みのないものに限定されるべきものであることに留意する必要がある。</p>			
<p>成果指標</p>	<p>令和5年度</p>	<p>令和6年度</p>	<p>令和7年度</p>	<p>令和8年度</p>
<p>令和6年度のスケジュール</p>	<p>第1四半期 (4～6月)</p>	<p>第2四半期 (7～9月)</p>	<p>第3四半期 (10～12月)</p>	<p>第4四半期 (1～3月)</p>
	<p>回収見込みのない債権の洗出し</p>			
	<p>債権管理マニュアルの作成</p>		<p>債権管理マニュアルに基づく管理</p>	
			<p>条例制定に向けた準備</p>	
<p>令和7年度以降のスケジュール</p>	<p>令和7年度</p>		<p>令和8年度</p>	
	<p>債権管理計画の策定</p>		<p>債権管理計画に基づく取組の実施</p>	
	<p>条例議案上程(3月)</p>		<p>条例施行(4月)</p>	<p>議会報告(3月)</p>

1 計画の概要

体系分類 (大項目名)	1	健全で持続可能な財政基盤の確立			担当課
取組項目名 (小項目名)	2	ふるさと納税の推進			財政課
目 標	ふるさと納税の推進により自主財源を確保する				
現状と課題 (計画策定時)	全国的にふるさと納税受入額は増加傾向にあり、本市も同様の傾向にある 寄附額は全国的にも今後増加していくと考えられるため、他市に劣らないよう、本市返礼品の充実や魅力向上、効果的なPRに努め、寄附額の更なる増加を目指す必要がある 本市の魅力を感じてもらえるような体験型・滞在型の返礼品を増やし、関係人口の創出・拡大に繋げ、これまで以上に地域資源のPRや市内の回遊性を高めていく必要がある				
目標達成に向けた取組 (計画策定時)	新規返礼品を拡充するため、新規事業者の開拓や委託事業者との連携、他市共通返礼品の追加を検討する 寄附者数の増加を図るため、ポータルサイトの拡充を図る 人気返礼品の販路拡大のため、宣伝広告手法を検討するとともに、返礼品ページの充実を図る				
成果指標	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
ふるさと納税受入額	2億8,000万円	3億2,000万円	3億6,000万円	4億円	
目標効果額	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	2,000万円	4,000万円	6,000万円	8,000万円	
	効果額の算出式	当該年度ふるさと納税受入額（必要経費控除）－R3ふるさと納税受入額（必要経費控除） ※R3ふるさと納税受入額：2億4,000万円			

2 令和5年度の実績

取組内容	<p>■ポータルサイトの拡充</p> <p>寄附額の増加を目的に、新規ポータルサイトの導入に向けたサイトの選定を行い、新たに4つのポータルサイトを導入した。（マイナビふるさと納税、ふるさと納税百選、auPAYふるさと納税、ふるさとプレミアム）なお、新規サイトの開設時期は寄附の需要が高まる10月頃を目指し、11月下旬にはすべてのサイトを公開した。</p> <p>■ふるさと納税システムの導入</p> <p>事務手続きの簡素化及び寄附者データの一元管理を目的としたふるさと納税管理システム（ふるさと納税do）を導入した。さらに、ワンストップ特例申請のオンラインサービス（自治体マイページ）を開始し、寄附者の利便性向上を図るとともに、寄附金受領通知書の発送にかかる人件費や郵便料、消耗品費の削減に繋げた。</p> <p>■返礼品の拡充</p> <p>仲介事業者との連携による返礼品の拡充に加え、ふるさと納税の仕組みなどを紹介する市内事業者向けのふるさと納税セミナーを開催し、新規事業者及び新規返礼品の開拓を行った。</p> <p>■広告宣伝</p> <p>寄附額の増加に向け、ポータルサイトを活用した検索連動型広告（楽天のRPP広告）を実施した。また、友好都市（静岡県磐田市）のイベントに参加し、本市返礼品のPR及びシティセールスを行った。</p>			
	成果指標	成果指標名	当年度成果指標	当年度実績値(見込)
	ふるさと納税受入額	2億8,000万円	5億2,000万円	達成
効果額	当年度目標値	当年度実績値(見込)	達成状況	
	2,000万円	1億4,000万円	達成見込	

3 令和6年度の実施計画

取組内容	<p>■返礼品・事業者の拡充 委託事業者との連携強化により返礼品の魅力向上を図るとともに、返礼品及び事業者の拡充により、更なる寄附額の増加を図る。</p> <p>■ポータルサイトの拡充 寄附者数の増加を図るため、各種ポータルサイトの研究を行い、効果的なポータルサイトの導入について検討する。</p> <p>■宣伝広告手法の検討 人気返礼品の販路拡大のため、効果的な宣伝広告手法を検討するとともに、各ポータルサイト内の返礼品紹介ページの充実を図る。</p> <p>■返礼品のPR 寄附件数の多い首都圏や関西圏に向けてさらなるPRを図るため、商工観光部署と連携したイベント等を活用し、本市返礼品の魅力についてPRを行う。</p> <p>■ふるさと納税セミナーの開催 新規返礼品の拡充による地域資源のPR及び事業者の販路拡充を目的として、市内事業者向けのふるさと納税セミナーを開催する。</p>			
取組に当たっての課題・問題点	<p>全国的にもふるさと納税制度が周知され、今後も寄附額の増加が見込まれる中、本市が寄附先として選ばれるためには、寄附者にとって魅力的な返礼品であることが必要であることから、サイト上での返礼品レビューなどの寄附者の声も参考にしながら、引き続き返礼品の充実や魅力向上を図っていく必要がある。</p> <p>令和5年10月に行われたふるさと納税制度の経費基準等の運用見直しにより、寄附の募集に要する費用について、ワンストップ特例事務や寄附金受領証の発行などの付随費用も含めて寄附金額の5割以下とするよう見直されたことから、事務の効率化による人件費の削減、運用の見直しによる各種経費の削減に取り組む必要がある。</p> <p>社会情勢の変化により、返礼品や送料等の高騰があった場合には、寄附額の見直しを行う必要がある。</p>			
成果指標	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ふるさと納税受入額		5億4,000万円	5億4,000万円	5億4,000万円
目標効果額	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		1億5,000万円	1億5,000万円	1億5,000万円
令和6年度のスケジュール	第1四半期 (4～6月)	第2四半期 (7～9月)	第3四半期 (10～12月)	第4四半期 (1～3月)
	<p>新規事業者及び返礼品の拡充</p> <p>新規サイト追加検討・選定</p> <p>新規サイト手続き・契約</p> <p>広告手法検討</p> <p>広告実施</p> <p>イベント等を活用したPR</p> <p>事業者セミナー等</p>			
令和7年度以降のスケジュール	令和7年度		令和8年度	
	<p>新規事業者及び返礼品の拡充</p> <p>新規サイト追加検討・選定</p> <p>広告手法検討・実施</p>			

1 計画の概要

体系分類 (大項目名)	Ⅰ	健全で持続可能な財政基盤の確立			担当課
取組項目名 (小項目名)	3	公有財産を活用した歳入確保			公共施設交通政策課
目 標	市で保有する未利用財産・余剰スペースの貸付、広告事業等の推進により自主財源を確保する				
現状と課題 (計画策定時)	市で保有する公有財産において、未利用の財産や余剰スペースが一定数存在する これらの財産を経営資源ととらえ、広告事業の実施など、資産の有効活用により、自主財源の確保に取り組んでいく必要がある				
目標達成に向けた取組 (計画策定時)	未利用財産・余剰スペースの使用許可・貸付 広告事業の推進（壁面広告、ネーミングライツなど）				
成果指標	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	公有財産を活用した歳入確保の仕組み構築	構築した仕組みに基づく事業実施	構築した仕組みに基づく事業実施	構築した仕組みに基づく事業実施	

2 令和5年度の取組実績

取組内容	<p>【ネーミングライツの導入】 ネーミングライツ導入のための制度設計のため、サウンディング市場調査を実施した。サウンディング市場調査で導入可能性のあった2施設について、導入に向けて担当課との協議を行い、令和6年度から実施できるよう準備を進めている。</p> <p>【トライアルサウンディング】 トライアルサウンディングによる旧消防庁舎駐車場の貸付は昨年度から引き続き実施したが、本庁舎整備に伴う旧消防庁舎の改修があることから、10月末で終了した。（令和5年度の実績：89,435円）</p> <p>【民間提案制度の実施】 民間提案制度による自主財源確保に資する民間事業者からの提案を引き続き募集している。（令和5年度の実績：1件）</p>			
成果指標	成果指標名	当年度の成果指標	達成状況	
		公有財産を活用した歳入確保の仕組み構築	達成見込	

3 令和6年度の実施計画

<p>取組内容</p>	<p>【ネーミングライツの拡大】 ネーミングライツの拡大のため、他の施設での導入可能性を探る。</p> <p>【その他の財源確保策の調査研究】 公共施設等総合管理計画に基づき、遊休スペースの民間貸与、壁面広告など新たな財源確保策について調査研究する。</p> <p>【民間提案制度の実施】 民間提案制度による自主財源確保に資する民間事業者からの提案を引き続き募集する。</p>			
<p>取組に当たっての課題・問題点</p>	<p>民間提案の件数が減ってきていること、また、随意契約保証型のため、予算を伴う事業の成立が難しいことから、民間提案制度の見直しを検討する必要がある。</p>			
<p>成果指標</p>	<p>令和5年度</p>	<p>令和6年度</p>	<p>令和7年度</p>	<p>令和8年度</p>
<p>令和6年度のスケジュール</p>	<p>第1四半期 (4~6月)</p>	<p>第2四半期 (7~9月)</p>	<p>第3四半期 (10~12月)</p>	<p>第4四半期 (1~3月)</p>
<p>令和7年度以降のスケジュール</p>	<p>令和7年度</p>		<p>令和8年度</p>	
	<p>ネーミングライツ募集</p>			
	<p>新たな財源確保策導入</p>			
	<p>民間提案募集（随時）</p>			
			<p>新庁舎敷地内でのトライアルサウンディング実施</p>	

1 計画の概要

体系分類 (大項目名)	I	健全で持続可能な財政基盤の確立			担当課
取組項目名 (小項目名)	4	競輪事業の収益増加			競輪事業課
目 標	競輪事業の活性化及び効率的運営により収益を増やし、一般会計への繰入れ額を増加させる				
現状と課題 (計画策定時)	<p>令和2年度より玉野競輪場の運営を包括事業者に委託しており（20年間）、条件として事業者が収益保証を行うことで、一定額の収益が確保されることとなった</p> <p>今後も収益の最低保証を上回る収益を上げ、一般会計への繰り入れを増やすため、競輪事業特別会計において車券売上金などの歳入の増加と歳出の削減を図る</p>				
目標達成に向けた取組 (計画策定時)	<p>玉野競輪場への来場者数を増加させるため、場内イベントの充実など、さらなる集客に向けたサービスを提供するとともに、「サマーナイトフェスティバル」などの特別競輪の誘致活動を行う</p> <p>電話・インターネット投票者に対する積極的な広報活動を行う</p> <p>他自治体の競輪場の借上開催を受け入れる</p> <p>競輪事業の効率的な運用により、経費の削減を図る</p>				
成果指標	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
一般会計への繰入金 (R3実績：3億円)	2億2,000万円	2億2,000万円	2億2,000万円	2億2,000万円	
目標効果額	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	2,000万円	2,000万円	2,000万円	2,000万円	
	効果額の算出式	一般会計への繰入金 - 2億円（収益保証のうち、一般会計への繰入分）			

2 令和5年度の取組実績

取組内容	<p>玉野競輪場における他自治体競輪場の借上開催実績【R6年1月末時点】</p> <p>〈広島競輪〉GIIIレース 1節、F Iレース 5節</p> <p>〈防府競輪〉GIIIレース 1節、F Iレース 4節</p> <p>令和6年度GIIIナイター等の誘致活動については、選考の結果、開催場には選ばれなかったが、令和6年度開催予定の昼間のF I企画レースに応募した結果、玉野競輪が開催場に選ばれた。また現在、令和7年度開催予定の特別競輪の募集が開始されており、玉野競輪の活性化、また更なる売上の向上のため積極的に応募を行った状況である。</p> <p>玉野競輪場への来場者を増加させる施策としては、広島・防府記念GIIIレースを実施した際、広島や防府ならではの場内イベントやフードブースを展開した。また、2月29日から開催予定の玉野記念GIIIレースでは、大型マルシェの展開や各種場内イベントを実施することとしている。</p>			
成果指標	成果指標名	当年度成果指標	当年度実績値(見込)	達成状況
	一般会計への繰入金 (R3実績：3億円)	2億2,000万円	4億円	達成見込
効果額	当年度目標値	当年度実績値(見込)	達成状況	
	2,000万円	2億円	達成見込	

3 令和6年度の実施計画

<p>取組内容</p>	<p>玉野競輪場への来場者を増加させるため、今後の本場開催時における場内イベントの企画検討を行う。</p> <p>他自治体の競輪場の借上開催を受け入れる。</p> <p>「サマーナイトフェスティバル」など大規模レースの誘致活動を行う。</p>			
<p>取組に当たっての課題・問題点</p>	<p>特別競輪(サマーナイトフェスティバル等)やGIIIナイターの誘致については、応募する競輪場が多数存在するため、リニューアルした玉野競輪場の特色や強みを活かした積極的な誘致活動を引き続き行う必要がある。</p> <p>他自治体の競輪場の借上開催の受入れについては、玉野競輪場における年間受入日数に限界があるため、中四国地区の競輪場と分担するなど協議が必要である。</p>			
<p>成果指標</p>	<p>令和5年度</p>	<p>令和6年度</p>	<p>令和7年度</p>	<p>令和8年度</p>
<p>一般会計への繰入金 (R3実績：3億円)</p>	<p>2億2,000万円</p>			
<p>目標効果額</p>	<p>令和5年度</p>	<p>令和6年度</p>	<p>令和7年度</p>	<p>令和8年度</p>
<p>目標効果額</p>	<p>2,000万円</p>			
<p>令和6年度のスケジュール</p>	<p>第1四半期 (4～6月)</p>	<p>第2四半期 (7～9月)</p>	<p>第3四半期 (10～12月)</p>	<p>第4四半期 (1～3月)</p>
<p>令和6年度のスケジュール</p>	<p>広島記念GIII(玉野競輪場)時の場内イベントの企画検討</p> <p>玉野記念GIII時の場内イベントの企画検討</p> <p>「令和7年度GIIIナイター」等の誘致活動の実施</p> <p>「令和8年度特別競輪」の誘致活動の実施</p> <p>借上開催の受入れ(令和6年度上期) 【広島】FI：3節 【防府】FI：3節</p> <p>借上開催の受入れ(令和6年度下期) 【広島】FI：3節 FII：1節 GIII：1節</p>			
<p>令和7年度以降のスケジュール</p>	<p>令和7年度</p>		<p>令和8年度</p>	
<p>令和7年度以降のスケジュール</p>	<p>施設整備を実施する中四国地区競輪場の借上開催の受入れ</p> <p>特別競輪やGIIIナイター等の誘致活動の実施</p> <p>経費削減を図るため、競輪事業の効率的な運用の実施・検討</p>			

1 計画の概要

体系分類 (大項目名)	I	健全で持続可能な財政基盤の確立			担当課
取組項目名 (小項目名)	5	使用料・手数料の見直し			財政課
目 標	使用料及び手数料の見直しにより、受益者負担の適正化を図る				
現状と課題 (計画策定時)	平成27年7月策定の「使用料・手数料等の見直しに関する基本方針」に基づき見直しを行い、平成28年10月から体育施設の使用料の改定及び公民館の使用料徴収開始を行った 令和2年度に見直しを検討したが、使用料・手数料の改定には至っていない 公共施設や公共サービスにかかる経費は、市税のほか利用者が支払う使用料で支えられており、将来にわたって安定した公共施設の運用や公共サービスの提供を可能とするため、利用する人と利用しない人の負担の公平性の観点から、受益者負担の適正な見直しを図る必要がある				
目標達成に向けた取組 (計画策定時)	「使用料・手数料等の見直しに関する基本方針」の改定を行う 見直し対象となる使用料、手数料の洗い出しを行い、各部署における見直しを検討する				
成果指標	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	「基本方針」の改定 使用料・手数料の見直し	例規改正 新たな使用料・手数料での運用	新たな使用料・手数料での運用	新たな使用料・手数料での運用	

2 令和5年度の取組実績

取組内容	<p>■「使用料・手数料の見直しに関する基本方針」の改定</p> <p>使用料・手数料の見直しに向けた方向性の検討を行うとともに、他自治体での算定方法なども参考にしながら「使用料・手数料の見直しに関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）の改定を行った。</p> <p>■「基本方針」に基づいた使用料・手数料の算定及び改定に向けた検討</p> <p>使用料・手数料の算定に向け、施設やサービスを維持するための原価及び稼働率などの基礎数値を算出し、「基本方針」に基づいた料金の算定及び料金改定に向けた検討を行った。</p> <p>■行事の後援と施設使用料の減免に関する見直し</p> <p>現状、各種団体が公共施設を使用して実施する行事について、行事の実施に係る入場料等を徴収する場合は、名義のみの後援をしており、施設使用料の減免は行っていないが、入場料等が実費徴収程度であれば、半額減免の対象とするよう見直しを行った。</p>				
	成果指標	成果指標名	当年度の成果指標	達成状況	
		「基本方針」の改定 使用料・手数料の見直し	達成見込		

3 令和6年度の実施計画

<p>取組内容</p>	<p>■改定額の最終調整 基本方針に基づいて算定した使用料・手数料をもとに、最終的な改定額の調整を行う。</p> <p>■条例改正 使用料・手数料の改定のため、各施設の設置条例、手数料条例の関係法令の改正を行う。</p> <p>■市民への周知 使用料・手数料の見直し内容について、広報紙・市ホームページ等を通じて、市民への周知を行う。</p>			
<p>取組に当たっての課題・問題点</p>	<p>料金を改定する場合、見直し内容についての理解を求めするため、市民への丁寧な説明が必要となる。</p> <p>稼働率の低い施設については、施設利用の周知や市民が利用しやすい環境の整備など、稼働率の向上に向けた取組を実施する必要がある。</p> <p>効率的な施設運営による利用者負担の軽減を図るため、業務内容の定期的な見直し等による施設の維持管理経費の削減に取り組む必要がある。</p>			
<p>成果指標</p>	<p>令和5年度</p>	<p>令和6年度</p>	<p>令和7年度</p>	<p>令和8年度</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ・条例改正 ・市民への周知 	<p>新たな使用料・手数料での運用</p>	<p>新たな使用料・手数料での運用</p>
<p>令和6年度のスケジュール</p>	<p>第1四半期 (4～6月)</p>	<p>第2四半期 (7～9月)</p>	<p>第3四半期 (10～12月)</p>	<p>第4四半期 (1～3月)</p>
				
<p>令和7年度以降のスケジュール</p>	<p>令和7年度</p>		<p>令和8年度</p>	
				

1 計画の概要

体系分類 (大項目名)	1 健全で持続可能な財政基盤の確立	担当課		
取組項目名 (小項目名)	6 公共交通運営事業の見直し	公共施設交通政策課		
目 標	シーバス運賃の見直しにより受益者負担の適正化を図る			
現状と課題 (計画策定時)	<p>平成24年度に1乗車100円による運行を開始して以降、人口減少等に伴って民間事業者の路線バスが廃止、減便する流れにあり、市民の移動手段を確保するため、状況に応じてシーバス路線を新設してきた</p> <p>今後もシーバス路線の維持はもとより、民間路線バスの廃止、減便への対応が必要であるとともに、将来的には、人口減少に伴って絶対的な輸送人数が減少する観点から、シーバス車両のサイズダウン（購入）等も視野に入れる必要がある</p> <p>持続可能なコミュニティバス事業の運営に向けて運賃の見直しを実施するためには、事業状況に応じて、玉野市地域公共交通会議で十分な論議を行うことが必要である</p> <p>市内路線バスの最低運賃価格が170円であり、その額を超える運賃値上げとした場合、運賃の逆転現象が生じることで市民が混乱する可能性がある</p> <p>利用者の負担増を伴うため、改定時期の検討はもとより、利便性の向上にも併せて取り組む必要がある</p>			
目標達成に向けた取組 (計画策定時)	<p>シーバス運賃の見直しを行う</p> <p>玉野市地域公共交通会議での十分な論議を行う</p> <p>両備バスとの協議・情報共有を図る</p> <p>シーバス利用者の利便性等の向上を図る取組（ダイヤ変更、利用促進策の実施等）を検討する</p>			
成果指標	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
シーバス収支率 (運賃収入/運行経費)	28.4%以上	28.4%以上	28.4%以上	28.4%以上

2 令和5年度の取組実績

取組内容	<p>■シーバス運賃の見直し</p> <p>シーバス運賃を一律100円から次のとおり見直した。</p> <p>運賃改定時期：11月1日</p> <p>運賃：大人 200円、小児 100円、幼児 同乗者1人につき1人無料、乳児 無料</p> <p>割引：5割引（障がい者割引、おかやま愛カード）</p> <p>新たなシーバスルート（R3年度：小型シーバス線、R4年度：玉原荘内線）の新設や、運転手不足による人件費の上昇等で運行経費が増加していることから、R3年度収支率の実績は19.4%だが、仮に、現行の運行経費を用いてR3年度収支率を算出した場合は、13.2%まで落ち込む状況である。</p> <p>このような中、R5年度は、11月から運賃を200円に改定したことで、収支率は18.5%になる見込みである。（年度当初から運賃見直しの効果が生じるR6年度収支率見込みは21.6%）</p> <p>【参考】運賃改定は、R5年度地域公共交通会議において、利用者負担額や将来経費の推移見込等に着眼して論議する中、収支率もある程度の水準（20%）で維持することができる200円の価格に引き上げることとなった。</p>			
成果指標	成果指標名	当年度成果指標	当年度実績値(見込)	達成状況
	シーバス収支率 (運賃収入/運行経費) R3実績：19.4%	28.4%以上	18.5%	未達成見込

3 令和6年度の実施計画

取組内容	<p>■運賃値上げにより、令和6年度の年間の収支率は21.6%となる見込みであるが、一層の利用促進に取り組み、引き続き収支率の向上を図る。</p> <p>両備バスとの協議・情報共有 地域公共交通会議の開催</p> <p>外出機会の創出や自動車利用からの転換の機会となるように、一層の公共交通の利用促進を図る取り組みを実施（例：シーバス運賃無料デーなど）</p> <p>シーバスで訪れることができる市内名所やお出かけスポットの広報、紹介等（きっかけ作り）</p> <p>誰でも乗り降りしやすくなるよう、車両の更新時は、両備バスにバリアフリー車両の導入を働きかける。</p> <p>令和5年11月に導入した定期券制度について一層周知を図り、申込者の増加（自動車利用からの転換）を促進。</p> <p>各走行ルートについて、市民の利用状況等に応じながら、一層の利用効果が見込まれるよう適宜見直し。</p> <p>その他利用促進策等について、地域公共交通会議で十分な論議を行う。</p>			
	<p>・今後もシーバス路線の維持はもとより、民間路線バスの廃止、減便への対応が必要であるとともに、将来的には、人口減少に伴って絶対的な輸送人数が減少が見込まれる。</p> <p>・運転手不足による人件費の上昇や燃料価格の上昇等により、経費が一層増加する可能性がある。</p>			
成果指標	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
シーバス収支率 (運賃収入/運行経費)	28.4%以上	28.4%以上	28.4%以上	28.4%以上
令和6年度のスケジュール	第1四半期 (4～6月)	第2四半期 (7～9月)	第3四半期 (10～12月)	第4四半期 (1～3月)
	両備バスとの協議・情報共有			
	地域公共交通会議の開催			
	外出機会創出策の検討、実施準備		外出機会創出策の実施	外出機会創出策の効果検証
	市内名所等への訪問特集記事の掲載			
	バリアフリー車両の導入促進			
	定期券の購入促進			
	利用状況等の随時とりまとめ			
	ルート等の適宜見直し			
	令和7年度以降のスケジュール	令和7年度		令和8年度
両備バスとの協議・情報共有				
地域公共交通会議の開催				
新たな外出機会の創出策の検討・実施、効果検証				
市内名所等への訪問特集記事の掲載				
バリアフリー車両の導入促進				
定期券の購入促進				
利用状況等の随時とりまとめ				
ルート等の適宜見直し				

1 計画の概要

体系分類 (大項目名)	I 健全で持続可能な財政基盤の確立			担当課
取組項目名 (小項目名)	7 葬祭制度の見直し			市民課
目 標	葬祭事業の安定的な運営のため、葬祭制度の見直しにより受益者負担の適正化を図る			
現状と課題 (計画策定時)	<p>市民は、市に対して有形・無形の貢献をしているとの考えのもと、昭和48年から葬祭費無料制度を実施しており、死亡者が市民の場合、火葬炉、待合室等の斎場施設の利用、霊柩車の運行、祭壇、葬祭物品の無料提供を行っているが、制度創設当初に比べ、社会経済情勢や市民ニーズ等は大きく変化しており、民間事業者を利用して葬儀を行う場合が多く見受けられている</p> <p>斎場待合室については、通夜・葬儀利用の場合、1日2組の利用に限られており、利用の可否による不公平感が課題となっているほか、利用に当たっては、冷暖房機器のみならず、電気使用料、水道使用料、使用後の清掃費等の経費も必要であることから、適切な使用料の設定により、受益者負担の適正化を図っていく必要がある</p>			
目標達成に向けた取組 (計画策定時)	冷暖房使用料として1時間当たり101円を徴収している待合室使用料の見直しを行う 安置室使用料や葬祭物品等の有料化を含めたサービス提供体制の在り方を検証する			
成果指標	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	使用料の改定	新料金体制での運営	新料金体制での運営	新料金体制での運営

2 令和5年度の取組実績

取組内容	<p>関係部門との調整を図りながら、市外利用者の受け入れなどを含めた待合室使用料の改定案を策定したものの、議会との協議の過程で、市民が優先的に利用できるような一定の配慮が必要であるなど様々な意見があり、金額面を含めた意見調整に日数を要したことから、次年度以降も継続協議を行うこととした。</p> <p>予約時間の取扱変更や新たな休場日の設定など、運用面における改善について、変更に伴う利用者等への影響や他市の状況など課題等の洗い出しを行い、委託業者等との調整・協議を重ね、令和6年度からの運用変更を実施する運びとなった。</p>			
成果指標	成果指標名	当年度の成果指標	達成状況	
		使用料の改定	未達成見込	

3 令和6年度の実施計画

<p>取組内容</p>	<p>受益者負担の適正化を図るという、行革の大原則に立ち返り、改めて料金改定案を策定し、令和7年度からの施行に向け、調整・協議を重ねていく。</p> <p>利用者の利便性やサービス向上を図る観点から、斎場予約システムの導入に向けた検討を行う。</p>			
<p>取組に当たっての課題・問題点</p>	<p>平成22年の供用開始後10年以上が経過し、施設の維持管理費が年々増加している中、料金改定に当たっては、受益者負担の適正化を図るため、市外利用者の受入れの是非を含め、市民への説明責任が果たせるよう適切な使用料を検討していく必要がある。</p>			
<p>成果指標</p>	<p>令和5年度</p>	<p>令和6年度</p>	<p>令和7年度</p>	<p>令和8年度</p>
<p></p>	<p></p>	<p>使用料の改定</p>	<p>新料金体制での運営</p>	<p>新料金体制での運営</p>
<p>令和6年度のスケジュール</p>	<p>第1四半期 (4～6月)</p>	<p>第2四半期 (7～9月)</p>	<p>第3四半期 (10～12月)</p>	<p>第4四半期 (1～3月)</p>
<p></p>	<p>方針協議</p>	<p>改定案の策定</p>	<p>議会協議</p>	<p>条例改正</p> <p>周知・広報</p>
<p>令和7年度以降のスケジュール</p>	<p>令和7年度</p>		<p>令和8年度</p>	
<p></p>	<p>新料金体制での運営</p>			

1 計画の概要

体系分類 (大項目名)	I	健全で持続可能な財政基盤の確立			担当課
取組項目名 (小項目名)	8	未利用地の処分			公共施設交通政策課
目 標	未利用地の売却により、自主財源を確保する				
現状と課題 (計画策定時)	事業化の目処が立たない、未利用地や暫定利用土地が一定数存在する 未利用地や暫定利用の長期化により、土地活用の機会損失及び管理に伴う費用が継続的に発生している				
目標達成に向けた取組 (計画策定時)	未利用の公有財産について、効率的な運用や売却を推進するため、令和4年度に「玉野市未利用地の利活用に関する方針」を策定した この方針では、利活用に向けての課題解決方法や庁内の取組体制、利活用の方向性を決めるに当たっての基本的な考え方等を規定しており、資産利用の最適化及び将来の維持管理等に係る負担の軽減に向けて、全庁的に取り組む				
成果指標	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
売却件数 R3実績：0件	1件	1件	1件	1件	

2 令和5年度の取組実績

取組内容	<p>■未利用地の売却 5件（うち成約2件）</p> <p>■アスベスト調査の実施 旧東児出張所、旧玉分団機庫・シルバー作業所、玉野総合福祉センター・勤労青少年ホーム、旧和田出張所、旧玉原幼稚園</p> <p>■不動産鑑定の実施 旧東児出張所、旧玉分団機庫・シルバー作業所（予定）</p> <p>■境界確定の実施 旧玉分団機庫・シルバー作業所（実施中）</p> <p>■サウンディング型市場調査の実施 旧玉分団機庫・シルバー作業所（提案数1件）</p> <p>■媒介制度による未利用地の処分 旧秀天交番跡地（実施中）</p>			
成果指標	成果指標名	当年度成果指標	当年度実績値(見込)	達成状況
	売却件数 R3実績：0件	1件	2件	達成

3 令和6年度の実施計画

<p>取組内容</p>	<p>■アスベスト調査の実施 売却や解体の予定がある建物についてアスベスト調査を実施する。</p> <p>■不動産鑑定の実施 玉野総合福祉センター・勤労青少年ホーム、旧和田出張所、旧玉原幼稚園の不動産鑑定を実施する。</p> <p>■境界確定の実施 旧和田出張所、旧玉原幼稚園</p> <p>■利活用に関するプロポーザルの実施 玉野総合福祉センター・勤労青少年ホームの早期売却を目指して利活用に関するプロポーザルを実施する。</p> <p>■媒介制度による未利用地の処分 市による売却ができなかった物件について、媒介制度を活用して売却を図る。</p> <p>■新たな未利用地の把握、状況調査の実施 新たな未利用地の把握、状況調査を実施し、未利用地の利活用の方針に基づいて売却の方針となった物件の早期処分を図る。</p>			
<p>取組に当たっての課題・問題点</p>	<p>未利用地の円滑な処分を進めるために、アスベスト調査や不動産鑑定など必要な手続きを計画的に進めることが必要である。</p> <p>未利用地の処分には不動産に関する知識が必要であり、担当者に知識を習得させる機会の創出やノウハウの蓄積が重要である。</p>			
<p>成果指標</p>	<p>令和5年度</p>	<p>令和6年度</p>	<p>令和7年度</p>	<p>令和8年度</p>
<p>売却件数 R3実績：0件</p>	<p></p>	<p>1件</p>	<p>1件</p>	<p>1件</p>
<p>令和6年度のスケジュール</p>	<p>第1四半期 (4～6月)</p>	<p>第2四半期 (7～9月)</p>	<p>第3四半期 (10～12月)</p>	<p>第4四半期 (1～3月)</p>
<p>アスベスト調査（随時）</p> <p>不動産鑑定（福祉センター） プロポーザル（福祉センター）</p> <p>境界確定（旧和田出張所、旧玉原幼稚園） 不動産鑑定（旧和田出張所、旧玉原幼稚園）</p> <p>媒介制度による処分（随時）</p> <p>新たな未利用地の把握、状況調査（随時）</p>				
<p>令和7年度以降のスケジュール</p>	<p>令和7年度</p>		<p>令和8年度</p>	
<p>アスベスト調査</p> <p>境界確定</p> <p>不動産鑑定</p> <p>媒介制度による処分</p> <p>新たな未利用地の把握、状況調査</p>				

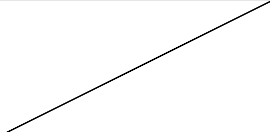
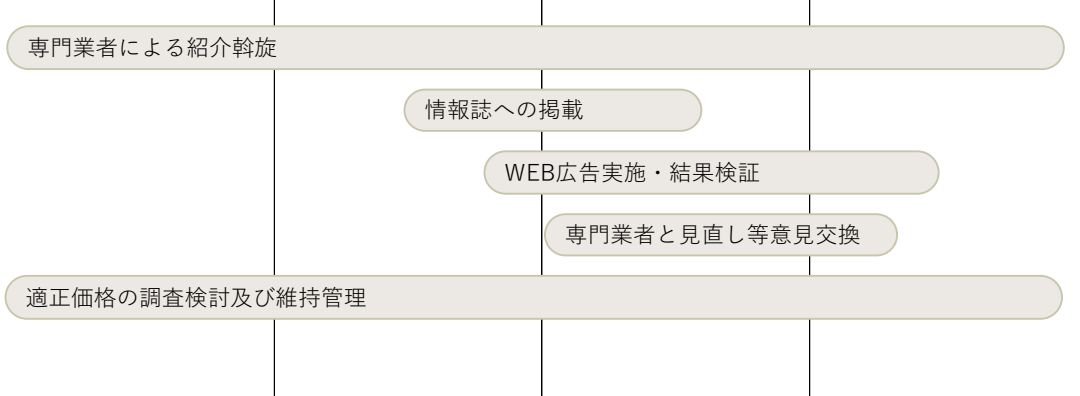
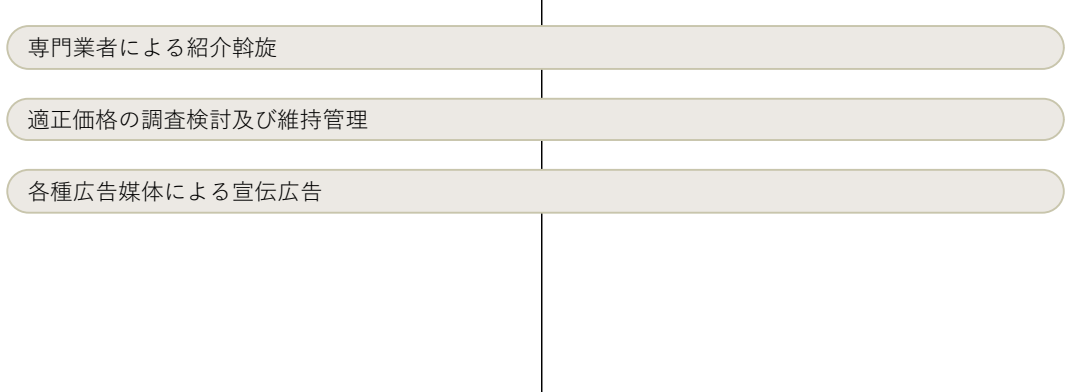
1 計画の概要

体系分類 (大項目名)	I 健全で持続可能な財政基盤の確立			担当課
取組項目名 (小項目名)	9 分譲地の売却			契約管理課
目 標	田井ポートサイド(5区画)及び野々浜マリンタウンの残区画(17区画)を完売する			
現状と課題 (計画策定時)	<p>田井ポートサイドは平成11年に78区画を整備・販売し、残区画数は5区画 野々浜マリンタウンは平成9年から2期に分けて140区画を整備・販売し、残区画数は17区画 販売開始から長期間経過していることから、早期の完売に向けた効果的な広告宣伝手法の検討 や売却手法の見直し、販売価格の改定も視野に入れた検討が必要となっている</p> <p>分譲当時に比べて1区画当たりの需用面積が小さくなっていることに加え、社会経済状況の 変化による建築コストの増加に伴い、建築費用総額を抑えるために土地購入にかかる費用を抑える 傾向が強くなっている</p>			
目標達成に 向けた取組 (計画策定時)	<p>情報誌、WEB広告の活用による販売促進を行う</p> <p>「玉野市未利用地の利活用に関する方針」に基づいた売却手法の検討や分譲地に係る紹介斡旋 業務を民間の専門事業者へ依頼するなどして販売促進を図る</p> <p>販売価格については、毎年国が発表する地価公示価格及び分譲地周辺の売買事例などを参考に しながら適正価格についての検討を行う</p> <p>「複数区画一括購入における割引」等、購買意欲の向上策を検討する</p> <p>分譲地の分割販売について検討を行う</p>			
成果指標	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
売却区画数 R4実績：1区画 (ポートサイド)	ポートサイド：1区画 野々浜：4区画	ポートサイド：1区画 野々浜：4区画	ポートサイド：1区画 野々浜：4区画	ポートサイド：2区画 野々浜：5区画
目標効果額	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	55,000千円	55,000千円	55,000千円	77,000千円
	効果額の算出式	売却金額－売却に係る経費		

2 令和5年度の取組実績

取組内容	<p>情報誌、WEB広告に分譲地情報を掲載し、周知を図った。</p> <p>民間の専門事業者による紹介斡旋業務の実施に向け、意見交換及び申請手続きの確認を行っ った。</p> <p>民間専門業者へは紹介斡旋を手続き中。</p>			
成果指標	成果指標名	当年度成果指標	当年度実績値(見込)	達成状況
	売却区画数 R4実績：1区画 (ポートサイド)	ポートサイド：1区画 野々浜：4区画	野々浜：1区画	未達成見込
効果額	当年度目標値	当年度実績値(見込)	達成状況	
	55,000千円	9,722千円	未達成見込	

3 令和6年度の実施計画

<p>取組内容</p>	<p>広報紙、情報誌、WEB広告の活用による販売促進を行う。 分譲地に係る紹介斡旋業務を民間の専門事業者に依頼するなどして販売促進を図る。 民間による斡旋業務の実施結果を踏まえ、販売価格の改定等促進できる手法を検討する。 「複数区画一括購入における割引」等、購買意欲の向上策を検討する。 分譲地の分割販売について検討を行う。</p>			
<p>取組に当たっての課題・問題点</p>	<p>分譲当時に比べて1区画当たりの需用面積が小さくなっていることに加え、社会経済状況の変化による建築コストの増加に伴い、建築費用総額を抑えるために土地購入にかかる費用を抑える傾向が強くなっている。 分譲地の販売価格改定は直前の購買者との摩擦を生む可能性があり、改定額や実施時期について検討する必要がある。</p>			
<p>成果指標</p>	<p>令和5年度</p>	<p>令和6年度</p>	<p>令和7年度</p>	<p>令和8年度</p>
<p>売却区画数 R4実績：1区画 (ポートサイド)</p>		<p>ポートサイド：1区画 野々浜：4区画</p>	<p>ポートサイド：1区画 野々浜：4区画</p>	<p>ポートサイド：2区画 野々浜：5区画</p>
<p>目標効果額</p>		<p>令和5年度</p>	<p>令和6年度 55,000千円</p>	<p>令和7年度 55,000千円</p>
<p>令和6年度のスケジュール</p>	<p>第1四半期 (4～6月)</p>	<p>第2四半期 (7～9月)</p>	<p>第3四半期 (10～12月)</p>	<p>第4四半期 (1～3月)</p>
				
<p>令和7年度以降のスケジュール</p>	<p>令和7年度</p>		<p>令和8年度</p>	
				

1 計画の概要

体系分類 (大項目名)	II	行政サービスの最適化・市民の利便性の向上			担当課
取組項目名 (小項目名)	10	公共施設再編整備の推進			公共施設交通政策課
目 標	再編整備推進の1つの指標となる指針を策定し、優先度を考慮した施設整備を進める				
現状と課題 (計画策定時)	<p>本市の公共施設は築30年以上経過した施設が全体の約7割を占めており、施設の老朽化が著しい</p> <p>老朽化施設の大規模修繕や更新が必要となるが、優先度を示す指標がなく、将来的な見通しが立っていない</p> <p>人口減少や時代のニーズ、財政規模に見合った施設の質と量の最適化を図るため、強力に再編整備を推し進める更なる取組が求められている</p>				
目標達成に向けた取組 (計画策定時)	<p>地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業を活用し、公共施設の再編整備に関する知識・ノウハウを持ったアドバイザーからの意見等を取り入れる</p> <p>「公共施設のあり方指針」の策定を行う</p> <p>策定した指針に基づく公共施設の再編整備を推進する</p>				
成果指標	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
延べ床面積削減率 R3実績：7.2%	7.65%	8.1%	8.55%	9.0%	

2 令和5年度の実績

取組内容	<p>公共施設のあり方指針の策定に向けて、「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」を活用し、コンサルタントの派遣を受け、指針に掲載する項目の洗い出しや、公共施設等総合管理計画の見直しに必要な情報の提供を受けた。</p> <p>建物系施設に係る予算事前協議を試験導入し、市全体で建物系施設の予算希望を可視化し、優先順位を付けた。</p> <p>公共施設等総合管理計画 第6章 計画の推進体制等の項目に、「脱炭素化の推進」を追加し、公共施設の新設や大規模改修を行う場合には、太陽光発電等の再生可能エネルギー設備の設置や省エネルギー設備の導入によるZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)を検討することとした。</p> <p>公共施設等総合管理計画の改訂に向けて、個別施設計画の記載項目の見直しを検討した。</p>				
	<p>【地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業】</p> <p>総務省と地方公共団体金融機構の共同事業。財政状況やストック情報等に見える化した上で、中長期的な見直しに基づく持続的な財政運営・経営を行うため、地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、アドバイザーを派遣する事業。</p>				
成果指標	成果指標名	当年度成果指標	当年度実績値(見込)	達成状況	
	延べ床面積削減率 R3実績：7.2%	7.65%	7.86%	達成	

3 令和6年度の実施計画

<p>取組内容</p>	<p>引き続き「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」を活用し、公共施設のあり方指針の策定を目指す。</p> <p>建物系施設に係る予算事前協議を引き続き実施するが、予算要求項目だけでなく、中期（5年程度）に必要な予算希望を把握するなど、昨年度の内容を踏まえて制度の見直しを行う。</p> <p>公共施設等総合管理計画と個別施設計画の改訂（令和9年度～）に向けて、他自治体の事例を調査研究し、それぞれの計画に盛り込む項目の見直しを検討するとともに、建物系公共施設の情報を一元管理できるよう、データ収集・整理を行う。</p>			
<p>取組に当たっての課題・問題点</p>	<p>令和3年度から「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」を活用して公共施設等総合管理計画の改訂や公共施設のあり方指針の策定の検討を進めているが、本事業がいつまで継続されるか不透明である。</p>			
<p>成果指標</p>	<p>令和5年度</p>	<p>令和6年度</p>	<p>令和7年度</p>	<p>令和8年度</p>
<p>延べ床面積削減率 R3実績：7.2%</p>		<p>8.1%</p>	<p>8.55%</p>	<p>9.0%</p>
<p>令和6年度のスケジュール</p>	<p>第1四半期 (4～6月)</p>	<p>第2四半期 (7～9月)</p>	<p>第3四半期 (10～12月)</p>	<p>第4四半期 (1～3月)</p>
	<p>地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業（計5回）</p>			
	<p>あり方指針の策定</p>			
	<p>予算措置希望調査、ヒアリング</p>			
	<p>施設の状況診断</p>			
	<p>公共施設等総合管理計画と個別施設計画の改訂に向けた調査研究</p>			
	<p>公共施設に関する情報の一元化に向けたデータ収集・整理</p>			
<p>令和7年度以降のスケジュール</p>	<p>令和7年度</p>		<p>令和8年度</p>	
	<p>公共施設等総合管理計画と個別施設計画の改訂に向けたデータ収集・整理</p>		<p>公共施設等総合管理計画と個別施設計画の改訂</p>	
	<p>予算措置希望調査、ヒアリング</p>		<p>予算措置希望調査、ヒアリング</p>	
	<p>公共施設に関する情報の更新（随時）</p>		<p>公共施設に関する情報の更新（随時）</p>	

1 計画の概要

体系分類 (大項目名)	II	行政サービスの最適化・市民の利便性の向上			担当課
取組項目名 (小項目名)	11	幼保一体化の推進			就学前教育課
目 標	適切な規模の集団教育・保育環境を整備するため、「玉野市幼保一体化等将来計画」に基づいた幼保一体化を推進する				
現状と課題 (計画策定時)	<p>少子化に伴い園児数が年々減少するとともに、女性の社会進出や就業形態の多様化に伴い、特に幼稚園の園児数が減少傾向にある</p> <p>【園児数/認可定員】令和元年度50.4%、令和2年度45.0%、令和3年度37.1%</p> <p>園児数が減少していく中で、適切な規模による子どもの育ちの場を確保するなど、子どもたちの成長にとってよりよい教育・保育の提供ができる環境を早期に整備する必要がある</p> <p>多くの施設で老朽化が進んでいる中、安心、安全な教育、保育環境を整備するため、耐震化や大規模改修等についても併せて検討していく必要がある</p>				
目標達成に向けた取組 (計画策定時)	<p>幼保一体化を重点的に進める地区及び新たな施設の建設候補地の選定を行う</p> <p>保護者及び地区住民への説明を行う</p> <p>統廃合に伴う職員数及び職員配置の見直しを行う</p> <p>民間活力の導入を検討する</p>				
成果指標	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	幼保一体化を重点的に進める地区の決定	実施設計 (又は既存施設による園の統合に向けた地区説明会実施)	施設の建設開始 (又は既存施設で園の統合)	施設の建設	

2 令和5年度の取組実績

取組内容	<p>荘内地区において、荘内南幼稚園を閉園のうえ、荘内幼稚園へ統合することとし、その実現に向けた各種取組を進めてきた結果、令和6年2月から始まる定例会市議会において、荘内南幼稚園の閉園に関する条例改正案（閉園日は令和7年4月1日）を上程する運びとなった。</p> <p>新たに幼保一体化を重点的に進める地区を宇野・玉地区と定め、総務文教委員会協議会において了承を得た。その後、新たな幼保施設を建設することを前提とした協議を、関係課を一同に集めた形で実施し、課題の整理や意見交換などを行った。また、宇野・玉地区の幼保一体化計画については、民営化を前提に進める想定であることから、民間事業者のヒアリングや参考情報の収集などを行った。</p>				
成果指標	成果指標名	当年度の成果指標	達成状況		
		幼保一体化を重点的に進める地区の決定	達成見込		

3 令和6年度の実施計画

<p>取組内容</p>	<p>■新たな幼保施設の建設候補地の選定 宇野・玉地区のエリア内において、幼保施設の建設に適していると想定される土地として、これまで3箇所の公共用地に着目し、実現可能性を検証してきたところであるが、そのいずれにも容易に解決を図れない課題があることから、改めて他の土地についても調査を行い、建設候補地の選定に向けた検討を進める。</p> <p>■民設・民営化の検討 宇野・玉地区の幼保一体化計画においては、集約後の施設について、民間事業者による運営を前提としていることから、サウンディング調査を行い、民設・民営方式を採用する場合の課題の洗い出しやプランニングなどを行う。</p> <p>■公設・公営化の検討 前段の民設・民営化の検討結果が、芳しいものではなかった場合は、公設・公営方式による運営を見据え、その実現に向けた検討を行う。</p> <p>■他自治体の先進事例の検証 幼保一体化の取組の中で、新たな施設を建設することとした他自治体の先進事例を収集し、その手法を検証した上で、本市が参考とすべき部分を選別し、事業の展開に取り入れていく。</p>			
<p>取組に当たっての課題・問題点</p>	<p>新たな施設の建設候補地は、費用面や手間・時間を勘案し、極力、公共用地から探し出したいと考えているが、これまで調査した公共用地については、様々な支障が生じることが判明したため、新たな選択肢を模索する必要性が生じている。</p> <p>サウンディング調査の条件設定について、具体性を欠くなど内容が不十分であった場合、事業者の混乱を招くおそれがあるため、慎重に検討する必要があるが、そのノウハウが不足している。</p>			
<p>成果指標</p>	<p>令和5年度</p>	<p>令和6年度</p>	<p>令和7年度</p>	<p>令和8年度</p>
<p></p>	<p></p>	<p>建設候補地の決定</p>	<p>民間事業者の決定</p>	<p>施設の建設</p>
<p>令和6年度のスケジュール</p>	<p>第1四半期 (4～6月)</p>	<p>第2四半期 (7～9月)</p>	<p>第3四半期 (10～12月)</p>	<p>第4四半期 (1～3月)</p>
<p></p>	<p>建設候補地の仮決定</p>	<p>サウンディング調査</p>	<p>建設候補地の決定</p>	<p></p>
<p></p>	<p>先進事例の研究・ノウハウの習得</p>			
<p></p>	<p>財源確保のための情報収集（補助金の活用検討）</p>			
<p></p>	<p>民設・民営が不調の場合</p> <p>公設・公営による場合の進め方についての検討</p>			
<p>令和7年度以降のスケジュール</p>	<p>令和7年度</p>		<p>令和8年度</p>	
<p></p>	<p>事業者の募集及び決定・実施設計</p>		<p>新たな施設の建設工事・開園に向けた準備</p>	
<p></p>	<p>予算化に向けた取組</p>		<p></p>	
<p></p>	<p>民設民営が不調の場合</p>			
<p></p>	<p>関係各課との調整・予算化に向けた取組</p>		<p>実施設計</p>	

1 計画の概要

体系分類 (大項目名)	II	行政サービスの最適化・市民の利便性の向上			担当課
取組項目名 (小項目名)	12	小中学校の適正規模・適正配置			教育総務課
目 標	「玉野市立学校適正規模・適正配置計画」の策定及び計画に基づいた統廃合の着実な進捗管理を行う				
現状と課題 (計画策定時)	<ul style="list-style-type: none"> ・少子化の進行により、全市的に児童生徒数が減少している ・今後さらに児童生徒数が減少することが見込まれており、今後20年間のうちに小学校14校中9校で複式化、中学校7校中5校で1学年1学級化することが予想されている ・児童・生徒が集団の中で多様な人々との協働的な学びを実現するため、一定数以上の学校規模を確保することが望まれる ・施設の老朽化が進行しており、限られた予算の中から必要な経費を必要な施設に集中的に投入し、安全・安心で快適な教育環境を維持していく必要がある ・学校の適正規模・適正配置を進めるうえで、全市的な公共施設のあり方を見据えながら、廃校となる施設の利用計画の検討を行う必要がある 				
目標達成に向けた取組 (計画策定時)	(計画策定後) <ul style="list-style-type: none"> ・対象校別の統廃合の時期の決定を行う ・保護者説明会、地域説明会を実施する ・準備委員会の設置及び準備委員会で検討する内容(制服、校歌など)を決定する 				
成果指標	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	適正規模・適正配置計画(案)策定	適正規模・適正配置計画公表	適正規模・適正配置計画に基づく進捗管理	適正規模・適正配置計画に基づく進捗管理	

2 令和5年度の取組実績

取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・適正規模・適正配置検討委員会会議の開催(計6回 4/26、5/29、7/10、8/9、10/10、11/20) ・適正規模・適正配置検討委員会による答申(12/26) ・未来の学校づくりプロジェクトチームによる適正規模・適正配置計画作成作業着手(ワーキンググループ会議開催) 			
成果指標	成果指標名	当年度の成果指標	達成状況	
		適正規模・適正配置計画(案)策定	未達成見込	

3 令和6年度の実施計画

<p>取組内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・未来の学校づくりプロジェクトチームによる適正規模・適正配置計画（素案）作成作業 ・総務文教委員会協議会、全員協議会での協議 ・市民へ計画（素案）の周知（広報たまの9月号掲載予定） ・地域説明会開催 ・パブリックコメントの実施 			
<p>取組に当たっての課題・問題点</p>	<p>・適正規模・適正配置計画は、子どもたちの教育環境の維持・充実を最大の目的として実施するものであるが、特に小学校については、地域から学校がなくなることにより、学校や児童生徒と地域との関係性が希薄化したり、地域の拠点としての機能がなくなることにより、その地域の衰退につながる可能性があるため、学校の適正規模・適正配置については、教育委員会だけで取り組むものではなく、市全体で取り組んでいく必要がある。</p> <p>・地域によって適正規模・適正配置に対する関心度の温度差があるため、計画策定の内容やスケジュールに影響が生じる可能性がある。</p>			
<p>成果指標</p>	<p>令和5年度</p>	<p>令和6年度</p>	<p>令和7年度</p>	<p>令和8年度</p>
<p></p>	<p></p>	<p>適正規模・適正配置計画(案)策定</p>	<p>適正規模・適正配置計画公表、適正規模・適正配置計画に基づく進捗管理</p>	<p>適正規模・適正配置計画に基づく進捗管理</p>
<p>令和6年度のスケジュール</p>	<p>第1四半期 (4～6月)</p>	<p>第2四半期 (7～9月)</p>	<p>第3四半期 (10～12月)</p>	<p>第4四半期 (1～3月)</p>
<p></p>	<p>適正規模・適正配置計画（素案）作成（～6月）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広報たまの9月へ計画（素案）掲載 ・保護者へ計画（素案）配布（9月） ● 全員協議会（7月） ● 総務文教委員会協議会（6月） 	<p>地域説明会（10・11月）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント実施（1～2月） ・計画策定（3月末） ● 総務文教委員会協議会（3月） ● 総務文教委員会協議会（12月）
<p>令和7年度以降のスケジュール</p>	<p>令和7年度</p>		<p>令和8年度</p>	
<p></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 適正規模・適正配置計画公表 適正規模・適正配置計画に基づく進捗管理 ・市民・保護者へ計画内容の周知 ・関係各所への計画内容の周知 ・学校施設の個別施設計画改正 		<p></p>	

1 計画の概要

体系分類 (大項目名)	II	行政サービスの最適化・市民の利便性の向上			担当課
取組項目名 (小項目名)	13	教育サポートセンターの移転先の検討			学校教育課 社会教育課
目 標	利便性のよい中心市街地等への移転を検討するとともに、教育サポートセンター機能や教育支援のさらなる充実を図る				
現状と課題 (計画策定時)	<p>教育サポートセンターは立地的に公共交通機関が整備されていない場所に設置されており、交通の利便性が課題となっていることから、利便性のよい中心市街地等への移転を検討する必要がある</p> <p>移転先の検討に当たっては、設置場所だけでなく、教育サポートセンター機能（適応指導教室・教育支援室・青少年育成センター）や教育支援体制について、利用者目線での見直しについても併せて検討する必要がある</p>				
目標達成に向けた取組 (計画策定時)	<p>教育サポートセンター機能の効果的な運用及び教育支援体制の検討を行う</p> <p>移転先候補の選定を行う</p> <p>移転先施設の環境整備を行う</p>				
成果指標	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	施設管理、組織体制・運用の見直し	移転先候補地の選定	移転先決定 移転先施設の環境整備	新たな施設での運営	

2 令和5年度の取組実績

取組内容	<p>学校教育課員、教育サポートセンター職員等関係者で、適応指導教室の現状把握と今後のあり方等について協議・検討を行った。</p> <p>適応指導教室の入室者数の状況や教育支援室の相談状況、青少年育成センターの活動状況等を随時確認し、運営や施設面等の課題把握を行った。</p> <p>施設や設備面の状況や運営状況等を確認し実態把握をした上での、修繕の必要性や修繕に係る経費・計画等今後の施設管理について検討を行った。</p>				
成果指標	成果指標名	当年度の成果指標	達成状況		
		施設管理、組織体制・運用の見直し	現時点での見込み不可		

3 令和6年度の実施計画

<p>取組内容</p>	<p>引き続き、学校教育課員、教育サポートセンター職員等関係者で、適応指導教室の現状把握、教育サポートセンター機能の効果的な運用及び教育支援体制のあり方等について協議・検討を行う。</p> <p>適応指導教室の入室者数の状況や教育支援室の相談状況、青少年育成センターの活動状況等を随時確認し、運営や施設面等の課題把握を行い、改善策や支援体制を検討すると共に、移転先の条件等についての見直しや確認を行う。</p> <p>学校適正規模・適正配置計画の動向を踏まえ、移転先の情報収集及び検討を行う。</p>			
<p>取組に当たった課題・問題点</p>	<p>適応指導教室の入室者数も増加しており、運営面での課題も出てきているため、教育サポートセンター機能や教育支援体制について検討が必要である。</p> <p>令和6年度末に学校適正規模・適正配置計画（案）が策定される予定であり、施設面においては跡地活用等、その計画を参考に検討する必要があるため、スケジュールが変更になる可能性がある。</p>			
<p>成果指標</p>	<p>令和5年度</p>	<p>令和6年度</p>	<p>令和7年度</p>	<p>令和8年度</p>
<p></p>	<p></p>	<p>移転先候補地の選定</p>	<p>移転先決定 移転先施設的环境整備</p>	<p>新たな施設での運営</p>
<p>令和6年度のスケジュール</p>	<p>第1四半期 (4～6月)</p>	<p>第2四半期 (7～9月)</p>	<p>第3四半期 (10～12月)</p>	<p>第4四半期 (1～3月)</p>
<p></p>	<p>学校教育課・教育サポートセンター 情報交換会 及び 検討会</p>			
<p></p>	<p>教育サポートセンターの今後の運営や支援体制、運営等のあり方について検討</p>			
<p></p>	<p>移転先の候補地等の情報収集・条件等の検討</p>			
<p>令和7年度以降のスケジュール</p>	<p>令和7年度</p>		<p>令和8年度</p>	
<p></p>	<p>学校教育課・教育サポートセンター 情報交換会及び検討会</p>			
<p></p>	<p>教育サポートセンターの今後の運営や支援体制、運営等のあり方について検討</p>			
<p></p>	<p>移転先決定(適切な施設が見つければ) 移転先施設的环境整備</p>		<p>移転先決定(適切な施設が見つければ) 移転先施設的环境整備</p>	

1 計画の概要

体系分類 (大項目名)	II	行政サービスの最適化・市民の利便性の向上			担当課
取組項目名 (小項目名)	14	渋川周辺の活性化			商工観光課
目 標	渋川周辺の観光入込客数の増加による観光消費額の向上を図る				
現状と課題 (計画策定時)	<p>渋川海水浴場を中心に夏期の利用が中心となっており、近年のいわゆる海離れにより、観光入込客数が大きく減少している</p> <p>市営管理事務所、渋川ビジターハウスを中心に施設の老朽化が進むとともに、観光客に効率的なサービスの提供をできる施設となっていない</p>				
目標達成に向けた取組 (計画策定時)	<p>1 周辺施設を効果的に活用した当該エリアの効率的な運営</p> <p>(1) 夏季集中利用から通年利用への転換を実現するための手法等の検討 方針に合致したコンテンツ等（通年集客型または夏季以外集客型）を検討する 国立公園法等各種規制等を把握、整理する 地元住民・事業者・団体等の多様な主体との調整、及び合意形成を図る</p> <p>(2) 効率的な運営に必要な財政基盤の確保 駐車場の指定管理者等の民間セクターとの連携を確立する</p> <p>2 老朽化が進む周辺施設の再整備への対応とその財源の確保</p> <p>(1) 周辺施設が担う当該エリア内における機能・役割の検討、整理 市の方向性との整合性を保ちつつ、更に民間活力の活用を推進するなど、周辺施設の在り方を検討する</p> <p>周辺施設の管理運営を持続可能にする収支を検討する（当該エリア内における歳入、歳出の循環を目指す）</p>				
成果指標	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
渋川観光駐車場 利用台数 R3実績：78,470台	94,800台	98,000台	101,300台	104,600台	

2 令和5年度の取組実績

取組内容	<p>1 周辺施設を効果的に活用した取り組み</p> <p>(1) 夏季集中利用から通年利用への転換を実現するための手法等の検討</p> <p>■ 渋川海水浴場 開設期間 7月8日(土)～8月20日(日) (44日間) 海水浴場を開設し、遊泳者の安全確保(水難対策、救護対策、交通対策、交通規制、防犯対策、夜間警備)を図るとともに浴客サービスデーの開催について、グランピング施設(てんとうみ)等と連携し、新たなイベントを定期的を実施し、誘客を図った。(入込客数:53,000人)</p> <p>■ 玉野海洋博物館 開館70周年記念「玉野海洋博物館70年の歩み展」と共に、吉本興業と連携した集客イベント「江西教授のしぶまり大学『渋海祭(しぶまりさい)』」(7月15日(土)10～17時)を開催した。(来場者数:1,147名) 無料開放デー(7月20日(木))を実施した。(来場者数:804名)</p> <p>■ 王子が岳 観光庁補助事業(観光再始動事業)を活用し、王子が岳を舞台にインバウンドをターゲットとしたクライミング事業「SETOUCHI GALA」を実施した。 2024年瀬戸内海国立公園指定90周年へ向けた機運醸成を図るイベントを実施した。</p> <p>■ 渋川公園 藤棚の管理体制について、造園業者とヒアリングをおこなった。</p> <p>■ その他 海岸を利用する各種イベントへ積極的な支援(共催・後援)を行った。 海岸清掃活動「リフレッシュ瀬戸内」(参加者数:約500人)を実施するとともに、企業等の美化清掃活動等を積極的に受け入れた。 グランピング施設「てんとうみ」と連携したイベント「sibuoto シブオト」マルシェイベント(9月2日(土)11～21時)を行った。 玉野市観光協会のイベントを開催した。(渋川藤まつり、西行まつり、ボードセイリング大会)</p> <p>(2) 効率的な運営に必要な財政基盤の確保 渋川観光駐車場指定管理者(JV)と定期的なミーティングを行い、HPに窓口を記載するなど利用者の利便性の向上を図り、混雑緩和に伴う警備体制の見直しによる管理経費等の削減に向けて調整をおこなったが、委託事業者の変更ができず、大きな削減には至らなかった。次年度以降も継続協議をおこなう。 (R4 2,948,770円 → R5:2,945,360円)</p>			
	<p>2 老朽化が進む周辺施設の再整備への対応とその財源の確保</p> <p>(1) 周辺施設が担う当該エリア内における機能・役割の検討、整理 指定管理者から、駐車場敷地を利用した収益の確保(充電ステーション、太陽光ソーラー等の設置)及び収益を周辺施設(玉野海洋博物館)へ還元する仕組みづくりへ向けた提案、渋川海岸を利用した音楽イベントの開催等の提案があった。次年度以降も継続協議をおこなう。 渋川海水浴のサービス向上を目的に、海水浴開設期間中の新たな出店事業者の参画に向けた検討・調整を図る。</p>			
成果指標	成果指標名	当年度成果指標	当年度実績値(見込)	達成状況
	渋川観光駐車場 利用台数 R3実績:78,470台	94,800台	90,000台	未達成

3 令和6年度の実施計画

<p>取組内容</p>	<p>1 周辺施設を効果的に活用した取り組み (1) 夏季集中利用から通年利用への転換を実現するための手法等の検討 渋川海水浴場、玉野海洋博物館、王子が岳、渋川公園等各コンテンツの魅力を生かし、集客へ繋がる事業を検討、実施する。 (2) 効率的な運営に必要な財政基盤の確保 海岸を利用する各種イベントへ積極的な支援（共催・後援）を行う。 海岸清掃活動「リフレッシュ瀬戸内」を実施するとともに、企業等の美化清掃活動等を積極的に受け入れる。 グランピング施設「てんとうみ」と連携したイベントを検討・実施する。</p> <p>2 老朽化が進む周辺施設の再整備への対応とその財源の確保 (1) 周辺施設が担う当該エリア内における機能・役割の検討、整理 渋川観光駐車場指定管理者（JV）と駐車場敷地を活用した新たな事業の提案について、継続協議する。 渋川公園の活用方法の検討及び藤棚の管理体制の検討を行う。（国補助金等活用）</p> <p>3 次期指定管理者の方針整理（期間満了に伴う指定管理者の取扱いの検討）</p>			
<p>取組に当たっての課題・問題点</p>	<p>指定管理者の推進体制及び実行体制のあり方を改善する必要がある。 （改善点：核となる常勤人材の確保、収益性を確保する抜本的な事業内容の具体的提案、資金調達の具体的手法の提案等） 渋川公園の藤棚の劣化が進んでおり、専門職による適切な継続的維持管理が必要であり、そのために高額な費用も必要である。</p>			
<p>成果指標</p>	<p>令和5年度</p>	<p>令和6年度</p>	<p>令和7年度</p>	<p>令和8年度</p>
<p>渋川観光駐車場 利用台数 R3実績：78,470台</p>		<p>98,000台</p>	<p>101,300台</p>	<p>104,600台</p>
<p>令和6年度のスケジュール</p>	<p>第1四半期 (4～6月)</p>	<p>第2四半期 (7～9月)</p>	<p>第3四半期 (10～12月)</p>	<p>第4四半期 (1～3月)</p>
<p>指定管理者との定期的なミーティング</p> <p>周辺施設を効果的に活用した新たな取り組みの検討・実施</p> <p>財政基盤の確保に向けた具体的な取り組みの検討・実施</p> <p>次期指定管理者の方針整理（期間満了に伴う指定管理者の取扱いの検討）</p>				
<p>令和7年度以降のスケジュール</p>	<p>令和7年度</p>		<p>令和8年度</p>	
<p>指定管理者との定期的なミーティング</p> <p>周辺施設を効果的に活用した新たな取り組みの検討・実施</p> <p>財政基盤の確保に向けた具体的な取り組みの検討・実施</p> <p>新たな指定管理者による各事業の実施</p>				

1 計画の概要

体系分類 (大項目名)	II 行政サービスの最適化・市民の利便性の向上 III 効率的で効果的な行政運営	担当課
取組項目名 (小項目名)	15 DXの推進及びICTの利活用	総務課
目 標	デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させる・デジタル技術やRPA等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていく	
現状と課題 (計画策定時)	<p>国が策定した「自治体DX推進計画」において、重点取組事項とともにデジタル社会の構築に向けた取組が全自治体に求められている</p> <p>国の方針や計画の趣旨を踏まえ、市民サービスの向上や行政課題を含めた地域の課題解決に必要な取組を行うため策定した「玉野市のDX推進及びICT利活用に関する取組方針」に基づき、全庁的にDXの推進やICTの利活用に取り組んでいく必要がある</p>	
目標達成に向けた取組 (計画策定時)	<p>次に掲げる事項に基づき、DX推進やICT利活用に関する取組を推進する</p> <p>1 市民目線でのサービスや利便性の向上 「市民負担を軽減した容易で快適なサービス」「時間や場所等の制約のない手続き環境等」「マイナンバーカードの利活用」「デジタル化と非デジタル化が共存した市民に最適なサービス」など</p> <p>2 デジタル技術を活用した課題解決 「自治体情報システムの標準化・共通化への対応」「業務手順や執務体制の見直し」「単純定型事務の代替と人的資源の高付加価値業務への投入」「ICTを活用した地域課題の解決」など</p> <p>3 デジタル化社会に対応できる庁舎の環境整備 「市民が期待する使いやすい庁舎機能実現に向けたICTの利活用」「新たな情報通信技術やシステム導入等を見据えた拡張性の確保、セキュリティ対策」「紙からデジタルへの転換」など</p>	

2 令和5年度の取組実績

取組内容	<p>1 市民目線でのサービスや利便性の向上</p> <p>■手続きオンライン化の拡充 マイナポータルを利用した手続きのオンライン化（子育て・介護等に関する26手続き、火災予防に関する20手続き）及び税金などの支払い方法を口座振替に切替える手続きがインターネットから可能となるWeb口座振替受付サービスを開始した。</p> <p>■スマホ教室の開催 スマホの基本的な使い方など、デジタル初心者が安心してスマホの活用方法を学べるスマホ教室を開催した。</p> <p>■DX推進に関する人材育成・活用 DX推進に関する研修会や、DX人材を育成するための業務担当職員向けの業務改善研修を実施した。</p> <p>2 デジタル技術を活用した課題解決</p> <p>■標準システムへの移行 標準システムへの移行を適正かつ円滑に行うため、業務毎に個別説明会を開催し、標準仕様の確認や業務運用方法の見直し検討等を行った。</p> <p>■ICTツールの検討・導入 業務の効率化向上に資する仕組（RPA、AI-OCRなど）の試験的運用や、Web会議用機器の導入を行った。</p> <p>■デジタル技術による課題解決 デジタル技術を活用し、市民や事業者の利便性向上を図るため、各担当部署において「ふるさと納税ワンストップ特例オンライン申請」「個室型ワークブース」などを導入した。</p> <p>3 デジタル化社会に対応できる庁舎の環境整備</p> <p>■セキュリティ対策の徹底 国のガイドラインにあわせて改正した新たな玉野市情報セキュリティポリシーでの運用を開始するとともに、ガバメントクラウドへの接続やLGWANの更新などネットワーク環境について検討を行った。</p>
------	--

3 令和6年度の実施計画

取組内容	<p>1 市民目線でのサービスや利便性の向上</p> <p>■市民との接点（フロントヤード）の多様化の検討</p> <p>市民と行政との接点である「フロントヤード」について、マイナポータルや電子申請システムを利用した手続きのオンライン化に加え、その他の手法の拡充や、オンライン来庁予約、来庁時のセルフ端末など、対面・非対面の対応を適切に組み合わせた仕組みの検討を行う。</p> <p>■DX推進に関する人材育成・活用</p> <p>効率的かつ効果的にDX推進、ICT利活用を進めていくための人材を育成・活用する。</p> <p>2 デジタル技術を活用した課題解決</p> <p>■標準システムへの移行</p> <p>標準システムへの移行を適正かつ円滑に行うため、現行システムのデータ整理等を行うとともに、標準システムをガバメントクラウドへ移行するためのデータ移行や環境構築、初期設定等を行う。</p> <p>■ICTツールの活用</p> <p>反復的な定型業務や各種データの管理などの内部事務処理の効率化を図るため、業務手順の見直しと合わせてRPA（※1）やAI-OCR（※2）、ローコード開発ツール（※3）、生成AI（※4）などICTツールの導入を行い、効果的な活用を推進していく。</p> <p>■デジタル技術による課題解決</p> <p>デジタル技術を活用し、市民や事業者の利便性向上や業務の効率化を図るため、各担当部署において各種システムの導入等を行い、利活用を推進する。</p> <p>3 デジタル化社会に対応できる庁舎の環境整備</p> <p>■職員認証基盤の整備</p> <p>職員情報とICカードを関連付けた認証基盤の整備を行い、印刷情報の適正管理や印刷機が効率的に利用できる認証印刷システムを導入する。</p> <p>※1_RPA：人が行う定型的なパソコンやシステムの操作をソフトウェアが代替して自動化するもの ※2_AI-OCR：スキャンした帳票の内容を文字認識してデータ化するもの ※3_ローコード開発ツール：プログラミングの知識がなくても、データベースの作成や情報の管理、共有が可能なアプリを作成できるもの ※4_生成AI：大量のデータを学習し、問題を解決するための新しい情報やアイデアを自動的に生成するもの</p>
取組に当たっての課題・問題点	<p>DXの推進は、デジタル技術の導入が目的になりがちだが、本来の目的が明確でなければ十分な効果を上げることはできないことから、デジタルありきではなく、課題や目的を十分に想定した上で取り組んで行く必要がある。</p> <p>現状の仕組をDXによって大きく変えるには相応の経費が必要になる場合が多く、事業実施に対する補助金も全額適用される制度が少ないことから、財源を確保する必要がある。</p> <p>市民サービスのDXを推進するうえで、利用者によってデジタル技術のスキル差や苦手意識などがあり、完全なデジタル化が難しく、デジタルと非デジタルが混在することで、業務の煩雑化や非効率化が懸念される。</p>

令和6年度の スケジュール	第1四半期 (4～6月)	第2四半期 (7～9月)	第3四半期 (10～12月)	第4四半期 (1～3月)
	フロントヤードの多様化の検討	DX推進に関する人材育成・活用		
標準システム移行	データ整理・データ移行検証等		標準システム移行 環境構築・設定等	
ICTツールの導入	ICTツールの活用			
デジタル技術による課題解決の検討				
	職員認証基盤の整備			職員認証基盤の活用
令和7年度以降の スケジュール	令和7年度		令和8年度	
	フロントヤードの多様化の検討			
DX推進に関する人材育成・活用				
標準システムへの移行	標準システムの利用			
ICTツールの検討				
デジタル技術による課題解決の検討				
デジタル化社会に対応する庁舎環境整備の検討				

1 計画の概要

体系分類 (大項目名)	Ⅲ 効率的で効果的な行政運営	担当課		
取組項目名 (小項目名)	16 人材育成の推進	人事課		
目 標	市の目指す職員像として描く「生き生きと活躍できる職員」の達成に資する人材を育成するための指針を策定し、指針に基づき人材育成を進める			
現状と課題 (計画策定時)	<p>職員の人材育成に関する計画として、「玉野市人材育成プラン」をH14年3月に策定している</p> <p>しかしながら、策定から20年以上が経過しており、社会情勢の変化により多様化・複雑化する市民ニーズや急速に進展するデジタル化への対応など、職員に求められる知識や能力が高度化・専門化している</p> <p>このように、職員に求められる資質も変化していることから、時代の変化に応じた人材育成手法の見直しについても検討する必要がある</p> <p>また、受け手である市民の目線に立った行政サービスが提供できる質の高い職員の育成が求められている</p>			
目標達成に向けた取組 (計画策定時)	<p>総合計画の実現に向けて行政組織が担う役割の明確化</p> <p>組織目標の達成に資する職員像の設定</p> <p>職員の育成のための「人材育成指針」の策定</p> <p>指針に基づく人材育成を進めるための研修等の検討及び実施</p>			
成果指標	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	総合計画の実現に向けて目指すべき職員像と、組織・業務執行体制とのすりあわせ	先進都市の人材育成指針等の情報収集、内容の検討、人材育成指針の策定	指針に基づく研修等の実施	指針に基づく研修等の実施

2 令和5年度の取組実績

取組内容	<p>令和6年度の組織機構改革を行うに当たり、組織機構の改革によって解決を図る課題や問題点を各部署において洗い出す中で、人員体制への影響について確認した。各部、各課の課題、ひいては改善すべき組織の目標を把握し、それを解決するにはどのような職員を育成確保すべきか、今後の人材育成指針策定の参考とする。</p> <p>現行の「玉野市職員人材育成プラン」（平成14年3月策定）を検証し、同プランにおいて取り組むこととしていた項目については、職場内外における各種職員研修をはじめ、昇任試験方式による昇任選考制度、人事評価制度の導入及び人物本位の採用試験制度など概ね事業実施できていることを確認した。</p> <p>総務省が策定した「人材育成・確保基本方針策定指針」を踏まえ、本市の指針策定時における体制や策定までの工程表について検討した。</p> <p>【未達成見込と判断する現状】</p> <p>現時点では、目指すべき職員像の構築には至れていないことから、組織・業務執行体制とのすりあわせを実施できていない。</p> <p>この総務省指針に基づき、本市の新たな人材育成指針の策定作業を進めることとなるため、まずは総務省指針の内容確認を行ったところであり、本年度末には職員のニーズを把握するためアンケート調査を行うこととしている。</p> <p>今後、新たな“人材育成指針”の策定をきっかけとして現在の事業を深化させるとともに、リスクリングやデジタル人材の育成など時代のニーズにあわせた人材育成策に取り組んでいくことが重要と考える。</p>			
成果指標	成果指標名	当年度の成果指標	達成状況	
		総合計画の実現に向けて目指すべき職員像と、組織・業務執行体制とのすりあわせ	未達成見込	

3 令和6年度の実施計画

取組内容	<p>■国の指針の内容の分析、先進都市の情報収集 国が新たに策定した「人材育成・確保基本方針策定指針」（R5.12.22付け）において盛り込まれた事項を確認し、また先進他団体が策定した指針についても情報収集を行い、本市の指針策定の参考とする。</p> <p>■指針策定の内容検討 職員の能力に関する現状分析、目指すべき職員像の確認、担当部局ごとの組織目標や玉野市総合計画との関連づけ、目指すべき職員像と現状分析とのギャップを埋めるための職員研修等の取組の方向性、事務職以外の職種の取扱い、指針の全体像イメージなどについて検討する。</p> <p>■人材育成指針の策定</p> <p>■具体的な取組の検討 指針に基づいて、目指すべき職員像と現状分析結果の間にあるギャップを埋めるため、どのような研修等が必要であるかを検討する。</p>			
	<p>本市に必要な人材の育成・確保を行う際、また職員自身による自発的な能力開発を促進する際において、本市の中長期的な課題や地域のあり方等を踏まえ、求められる職員像や行動指針、各職務分野や職位に応じて求められる知識・技能等について明らかにすることが重要となる。</p> <p>人材育成指針は、効果的・効率的に住民サービスを提供するという地方公共団体の責務の達成に向けて、そのために必要な人的資源を確保するために策定するものであることから、既に策定している総合計画や人事評価制度等の趣旨や目的を達成するためのものとなるよう、これらの計画と連携したものとする必要がある。</p> <p>人材育成指針は、本市の人材に関する取組を総括するものであり、将来の自治体経営のあり方に大きな影響を与えるものであることから、関係部署と協働のうえ指針策定に取り組む必要がある。</p>			
成果指標	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		先進都市の人材育成指針等の情報収集、内容の検討、人材育成指針の策定	指針に基づく研修等の実施	指針に基づく研修等の実施
取組に当たっての課題・問題点	第1四半期 (4～6月)	第2四半期 (7～9月)	第3四半期 (10～12月)	第4四半期 (1～3月)
	職員アンケートの集約及び現状分析	取組の具体化	人材育成指針(案)の詳細決定	人材育成指針(案)の内容修正
令和6年度のスケジュール	組合との協議、庁議での報告、総務文教委員会への協議			
令和7年度以降のスケジュール	令和7年度		令和8年度	
	新たな指針の職員への周知 指針に基づく研修等の実施		指針に基づく研修等の実施 新たな指針に基づく具体的な取組の実施状況に関する確認・検証	

1 計画の概要

体系分類 (大項目名)	Ⅲ 効率的で効果的な行政運営	担当課		
取組項目名 (小項目名)	17 働き方改革の推進			人事課
目 標	在宅勤務やフレックスタイム制の本格実施に向けた検証及び制度改革により、ワーク・ライフ・バランスの実現及び生産性の向上を図る			
現状と課題 (計画策定時)	<p>長時間労働の解消によるワークライフバランスの確立や、在宅勤務やフレックスタイム制の試行的な実施など国が進める「働き方改革」の実現を目指している</p> <p>育児や介護による時間的制約のある個々の事情に応じた多様な働き方を自分で「選択」できる職場環境の改革を目標としているが、本格実施に向けた課題の整理とその解決に向けた取組が必要となっている</p> <p>生産性の向上においては、各職員の心理的安全性が高い組織運営が求められている</p>			
目標達成に向けた取組 (計画策定時)	<p>在宅勤務等の試行期間における取組実績を分析する</p> <p>先進事例との比較検証を行う</p> <p>利用者の声を元にした制度改革を行う</p> <p>本庁舎の建替計画にあわせ、職員の執務環境の改善や在宅勤務等の環境整備を推進する</p>			
成果指標	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	在宅勤務等の実績把握 意見集約 制度改正	在宅勤務等の実績把握 意見集約 制度改正	執務環境整備の推進	制度の本格実施検討

2 令和5年度の取組実績

取組内容	<p>アフターコロナでの実施状況の把握を目的として、在宅勤務及びフレックスタイム制の試行期間を延長した。</p> <p>令和4年10月～令和5年9月末の期間における在宅勤務及びフレックスタイム制の実施状況調査を実施した。</p> <p>ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた集中取組期間（年休取得促進、時間外勤務削減）として、8月1日から31日までの1か月間を「わんわんキャンペーン」（年休を1（ワン）日多く取得、1（ワン）時間早く退勤）と題して職員あて通知した。</p> <p>当該キャンペーンの実施効果を検証するためのデータ集計を行った（対象項目：夏休取得日数・年休取得日数・時間外勤務実績）結果、前年度同期比では年休取得日数が増加した一方で夏休取得日数は減少、時間外勤務は増加していた。このことは、昨年度まではコロナ禍の制限付きであった各種業務が今年度は通常運転に回復傾向であったこと等が時間外勤務増加に起因したともいえる。単年度での効果は限定的であるとも捉えられることから、引き続き実施していく予定である。</p> <p>組合との定例協議会の中で、年休取得促進及び時間外勤務の縮減に関する意見交換を行った。職場内における年休取得の意識付けに当たり、当該キャンペーンが一助となったとの意見もあり、また記念日を活用した休暇取得勧奨に関する提案もあった。</p>			
成果指標	成果指標名	当年度の成果指標	達成状況	
		在宅勤務等の実績把握 意見集約 制度改正	達成見込	

3 令和6年度の実施計画

<p>取組内容</p>	<p>■取組実績の確認及び他団体との比較 在宅勤務等の試行期間における取組実績を確認する。 先進事例との比較検証を行う。</p> <p>■在宅勤務等に関する意識調査 引き続き、在宅勤務及びフレックスタイム制の利用者及び未利用者からの意見聴取（個別ヒアリング、アンケート調査等）を行う。 収集データを職員に公表し、意見聴取を行う。</p> <p>■新たな取組の検討 フレックスタイム制の柔軟化による週休3日制や勤務間のインターバル確保等、国の取組について研究する。 時間外勤務の縮減に向け、各部署における業務の削減及び効率化に向けた取組へ協力を要請する。</p> <p>■本格導入へ向けた準備 職員の勤務時間に関する規定やマニュアル関係等の改正に向けて準備を進める。</p>			
<p>取組に当たっての課題・問題点</p>	<p>在宅勤務やフレックスタイム制度の本格導入へ向けた諸要件の検討が必要となる。 新庁舎における新たな執務環境下での働き方と在宅勤務等との適合性について確認していく必要がある。 在宅勤務等の新たな働き方に対する職員同士の共通認識及び共通理解を醸成する必要がある。 新たな働き方の本格実施時における適正な人員配置について検討が必要となる。</p>			
<p>成果指標</p>	<p>令和5年度</p>	<p>令和6年度</p>	<p>令和7年度</p>	<p>令和8年度</p>
<p></p>	<p></p>	<p>在宅勤務等の実績把握 意見集約 制度改正</p>	<p>執務環境整備の推進</p>	<p>制度の本格実施検討</p>
<p>令和6年度のスケジュール</p>	<p>第1四半期 (4～6月)</p>	<p>第2四半期 (7～9月)</p>	<p>第3四半期 (10～12月)</p>	<p>第4四半期 (1～3月)</p>
<p></p>	<p>・在宅勤務等の試行期間延長通知 (R7.3.31まで)</p>	<p>年休取得、時間外削減の集中取組キャンペーン実施 (8/1～8/31)</p>	<p>職員の勤務時間に関する制度やマニュアルの改正に向けた準備</p>	<p>試行期間中の取組実績の確認、意見聴取（利用者個別ヒアリング・未利用者を含めたアンケート調査等）、先進事例との比較検証、組合との意見交換及び協議等</p>
<p>令和7年度以降のスケジュール</p>	<p>令和7年度</p>		<p>令和8年度</p>	
<p></p>	<p>執務環境整備の推進</p> <p>試行期間中の取組実績の確認、意見聴取（利用者個別ヒアリング・未利用者を含めたアンケート調査等）</p>		<p>・在宅勤務等制度の本格実施検討 ・組合との協議・意見交換等</p> <p>新庁舎における新たな執務環境下での働き方との適合性について確認</p>	

1 計画の概要

体系分類 (大項目名)	Ⅲ 効率的で効果的な行政運営	担当課		
取組項目名 (小項目名)	17 働き方改革の推進	学校教育課		
目 標	働き方改革の推進により生産性の向上を図り、教職員のワーク・ライフ・バランスの実現及び教育の質の向上を図る			
現状と課題 (計画策定時)	<p>令和2年度の法改正により、教職員の時間外勤務時間の上限が1ヶ月45時間、1年間360時間に定められ、教職員の働き方改革への一層の推進が求められており、各校において、適切な時間管理や業務内容の見直し等、働き方改革に向けた取組を進めている</p> <p>【月の上限45時間以内の教職員の割合 (R3)】 小学校85.6%、中学校78.3%、高等学校87.5% 全体84.0%</p> <p>【年間の上限360時間以内の教職員の割合 (R3)】 小学校53.5%、中学校56.6%、高等学校71.4% 全体56.0%</p> <p>教職員の意識改革を図るとともに、学校運営における組織体制の見直しを行い、教職員のワーク・ライフ・バランスの実現及び児童生徒と向き合う時間の確保に取り組む必要がある</p>			
目標達成に向けた取組 (計画策定時)	<p>ICTの利活用による教材研究や校務分掌等における業務の効率化を図る</p> <p>管理職による適切な勤務管理を行う</p> <p>行事等を見直し、効果的な取組を推進する</p> <p>学校閉庁日の設定等による休養日を確保する</p> <p>部活動指導の負担軽減に向けた取組を促進する</p> <p>これらの取組を通して、まず月の上限45時間以内を、その後年間の上限360時間以内の目標達成を目指す給食費の公会計化に向けた検討を進める</p>			
成果指標	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時間外勤務の上限時間 (月45時間)を遵守している教職員の割合 R3実績：84%	89%	95%	100%	100%
時間外勤務の上限時間 (年間360時間)を遵守している教職員の割合 R3実績：56%	67%	78%	89%	100%

2 令和5年度の取組実績

取組内容	<p>ICTの利活用による教材研究や教材の共有、ペーパーレス化等業務の効率化を推進</p> <p>出退勤システムを活用し、実態把握を行い、校長会等で本市の状況を説明するとともに、各校の状況を各校長にフィードバックし、管理職による適切な勤務管理についての指導</p> <p>夏季休業中及び冬季休業中における学校閉庁日の設定等による休養日を確保(8/10～8/16、12/28～1/3各7日間)</p> <p>部活動指導員の配置等、部活動指導の負担軽減に向けた取組を促進</p> <p>国の給食費無償化の動向を注視しながら、給食費の公会計化に向けた検討</p> <p>コロナ禍で削減・効率化した教育内容、行事等についての効果検証を行うとともに、精選や統合を検討</p> <p>国の「緊急提言」を踏まえ、市教委、学校において改めて取組の徹底が必要な方策等を参考に、学校における働き方改革の一層の推進について周知</p> <p>年度途中の年間総授業時間数の見直し</p>			
成果指標	成果指標名	当年度成果指標	当年度実績値(見込)	達成状況
	時間外勤務の上限時間(月45時間)を遵守している教職員の割合 R3実績：84%	89%	84%	現時点での見込み不可
	時間外勤務の上限時間(年間360時間)を遵守している教職員の割合 R3実績：56%	67%	—	現時点での見込み不可

3 令和6年度の実施計画

<p>取組内容</p>	<p>■適切な勤務管理 引き続き、出出勤システムを活用し、実態把握を行い、校長会等で本市の状況を説明するとともに、各校の状況を各校長にフィードバックし、管理職による適切な勤務管理について指導 夏季休業中及び冬季休業中における学校閉庁日の設定等による休養日を確保するとともに、週休日と合わせ、連続した休養日の確保(8/10～8/16、12/28～1/3 各7日間) 部活動ガイドラインを遵守しつつ、部活動指導員の配置等、部活動指導の負担軽減に向けた取組を促進</p> <p>■校務のICT化 児童生徒の欠席連絡や学校だより等の保護者への文書配付等のデジタル化の推進 各種会議資料等のペーパーレス化の推進 校務全体のデジタル化の推進</p> <p>■授業時数や学校行事の在り方 指導体制や教育課程の編成の工夫・改善等による、余剰時数の精選 教育的価値を検討しつつ、学校行事等の精選・統合</p> <p>■学校、地域、家庭との連携 教員と保護者や地域との役割分担の見直し等を含め、学校の働き方改革について周知</p>			
<p>取組に当たっての課題・問題点</p>	<p>市内全体で見ると時間外勤務の上限時間である月45時間を平均では下回っているものの、上限時間を上回る教職員の割合は変わっていない現状がある。また、月45時間は意識できているものの、年間360時間を越える割合は高く、働き方改革に対する保護者や地域の理解を得るとともに、教職員の意識改革を進めていく必要がある。 校務のICT化を進めるために、環境整備を含め検討を行っている。</p>			
<p>成果指標</p>	<p>令和5年度</p>	<p>令和6年度</p>	<p>令和7年度</p>	<p>令和8年度</p>
<p>時間外勤務の上限時間(月45時間)を遵守している教職員の割合 R3実績：84%</p>		<p>95%</p>	<p>100%</p>	<p>100%</p>
<p>時間外勤務の上限時間(年間360時間)を遵守している教職員の割合 R3実績：56%</p>		<p>78%</p>	<p>89%</p>	<p>100%</p>
<p>令和6年度のスケジュール</p>	<p>第1 四半期 (4～6月)</p>	<p>第2 四半期 (7～9月)</p>	<p>第3 四半期 (10～12月)</p>	<p>第4 四半期 (1～3月)</p>
<p>働き方改革推進プランの推進</p> <p>各校へのフィードバック及び改善に向けての協議</p> <p>前年度実績の分析及び改善策の検討</p> <p>校務のICT化に向けての環境整備</p> <p>時間外勤務状況の把握及び分析</p> <p>各校における教育課程の見直しについての指導・助言</p> <p>次年度に向けて、取組の反省、時間外勤務削減策の検討</p> <p>運用に向けての研修等</p>				
<p>令和7年度以降のスケジュール</p>	<p>令和7年度</p>		<p>令和8年度</p>	
<p>時間外勤務状況の把握及び分析</p> <p>各校へのフィードバック及び改善に向けての協議</p> <p>校務のICT化の運用についての検討</p>				

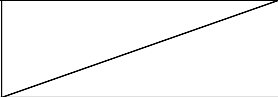
1 計画の概要

体系分類 (大項目名)	Ⅲ 効率的で効果的な行政運営	担当課		
取組項目名 (小項目名)	17 働き方改革の推進	就学前教育課		
目 標	ICTの利活用により業務の効率性を高め、就学前教育・保育の質の向上を図り、職員の仕事に対する満足度を引き上げる			
現状と課題 (計画策定時)	<p>保育園・認定こども園においては、登降園時の確認・記録を職員が紙媒体で行い、また、欠席連絡の受付は、指定時間内の架電により行っているが、職員及び保護者の双方にとって効率性が低い状態である</p> <p>園務における各種帳票等は、手書きのものが多く、職員にとって負担となっている</p> <p>児童データ等がデジタル化されていないため、データ集計等に手間取るケースがある</p> <p>ICTの利活用をはじめとした業務の効率化によって子どもたちと向き合う時間を確保することにより、教育・保育の質の向上を図っていく必要がある</p>			
目標達成に向けた取組 (計画策定時)	<p>ICTの利活用や行事運営の見直しにより、業務の効率化・スリム化を図る</p> <p>ICTを通じた保護者との連携を図る</p> <p>ICT機能を活用し、新たな保育・教育メニューの展開や、職員間の情報連携強化を行うことで、就学前教育・保育の質向上を図る</p>			
成果指標	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
園務のICT化による職員の満足度	70.0%	75.0%	77.5%	80.0%

2 令和5年度の取組実績

取組内容	<p>令和4年度中に各施設に配備したICT機材や、システムの活用を通して、業務の効率化を進めた。</p> <p>具体的には、幼稚園においては、オンライン会議・研修が自園で行える設備環境を整えたことで、これまで本庁の会議室等を利用していた開催場所の確保が不要となったほか、移動時間の短縮を実現した。また、保育園・認定こども園においては、保育業務支援システムを活用し、保護者へのお知らせについて紙媒体による配布をやめ、オンライン配信に切り替えるなど、園務の一部についてICT化を順次進めた結果、作業時間の短縮や省力化といった効果が生まれている。</p>			
成果指標	成果指標名	当年度成果指標	当年度実績値(見込)	達成状況
	園務のICT化による職員の満足度	70.0%	69.4%	未達成見込

3 令和6年度の実施計画

<p>取組内容</p>	<p>幼保施設では、有線によるインターネット環境は整備されているものの、無線LANは未整備の状態である。</p> <p>幼保関係業務において効果的なICT化を進め、教育・保育体制の充実化や事務の省力化を図る上で、この点が何かと制約を生んでいることから、早期に無線LAN環境を整えることが望まれている。この要望を踏まえ、実現に向けた具体的な取組として、無線LAN整備の手法の研究や導入費用の試算など、検討を前進させるために必要となる下準備を進める。</p> <p>また、教材購入などの際に発生する保護者負担の諸費について、保護者及び職員双方の利便性を向上させるため、現状の現金徴収から、電子マネー等によるキャッシュレス決済へ移行することを目指し、具体的な検討を行う。</p>			
<p>取組に当たっての課題・問題点</p>	<p>今後、幼保施設の統廃合を進めることが既定路線となっている中、廃止予定の施設まで含めた形で、ICT化の予算を投入することは、妥当性の面で理解を得にくい。</p> <p>ICT化によって得られる効果について、定量的に示すことが困難であるため、施策の優先度を検証する場面において、不利な扱いとなることが予想される。</p>			
<p>成果指標</p>	<p>令和5年度</p>	<p>令和6年度</p>	<p>令和7年度</p>	<p>令和8年度</p>
<p>園務のICT化による職員の満足度</p>		<p>75.0%</p>	<p>77.5%</p>	<p>80.0%</p>
<p>令和6年度のスケジュール</p>	<p>第1四半期 (4～6月)</p>	<p>第2四半期 (7～9月)</p>	<p>第3四半期 (10～12月)</p>	<p>第4四半期 (1～3月)</p>
<p>保育支援システムの利活用について、ノウハウの共有化を進めるため、研修会を定期的開催</p>				
<p>無線LAN導入に向けた検討</p>				
<p>キャッシュレス決済導入に向けた検討</p>				
<p>令和7年度以降のスケジュール</p>	<p>令和7年度</p>		<p>令和8年度</p>	
<p>保育支援システムの機能を生かした新たな保育メニューの導入</p>				
<p>無線LAN環境の構築及び運用</p>				
<p>キャッシュレス決済の運用</p>				

1 計画の概要

体系分類 (大項目名)	Ⅲ 効率的で効果的な行政運営	担当課		
取組項目名 (小項目名)	18 消防本部、消防署の運営形態の改革			消防総務課
目 標	署所再編に伴い、職員や車両等の配置の適正化を図る			
現状と課題 (計画策定時)	<p>東分署の救急出動件数が本署、西分署の半数程度となっていることから、負担を平準化する必要がある</p> <p>定年延長によって、今後10年間の退職者は4名、その後10年間の退職者は45名の見込みであり、退職者不補充による人員削減を行った場合、年齢構成の偏りによって将来的に消防力を確保できないおそれがある</p>			
目標達成に向けた取組 (計画策定時)	<p>救急出動件数、人口動態等の客観的データを収集し、実情に応じた適正な部隊編成を行う</p> <p>安定した消防力を確保しながら人員削減を行うための長期採用計画を策定する</p> <p>定年延長者の活用方法を検討する</p> <p>将来的に安定した消防力を確保するために必要な資格（救急救命士等）の検証及び計画的な養成を行う</p>			
成果指標	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	長期採用計画の策定	計画の実施	計画の実施	計画の実施

2 令和5年度の取組実績

取組内容	<p>■救急出動件数、人口動態等の客観的データ収集及び検証 救急出動件数、人口動態等の客観的データを継続的に収集し、消防需要の状況及びその将来の見通しを検証した。</p> <p>■定年延長者の活用方法の検討 定年延長による高齢期職員が現場業務で引き続き活躍し続けられる体制を確保するための取組状況について、県下消防本部に調査を実施した。</p> <p>■分署長の日勤勤務の試行的運用 平日、日中の出向業務の多い時間帯の人員を確保しながら効率的な人員配置を行うため、分署長の日勤勤務を試行的に運用した。（9月12日～12月4日）</p> <p>■長期採用計画の策定 年齢構成を平準化し、安定した消防力を確保しつつ人員削減を行うため、20年間の長期採用計画を策定した。</p>			
	成果指標	成果指標名	当年度の成果指標	達成状況
		長期採用計画の策定	達成	

3 令和6年度の実施計画

取組内容	<p>■各計画の継続的な検証及び見直し</p> <p>策定している長期採用計画、車両更新計画、勤務配置計画、救急救命士養成計画等の各計画について、消防需要の状況や少子高齢化に伴う人口動態等の変動などのデータを継続的に検証し、見直しを行う。</p> <p>■定年延長者の活用方法の検討</p> <p>定年延長による高齢期職員が現場業務で引き続き活躍し続けられる体制を確保するための対策と、現場業務以外でも高齢期職員が働き続けることのできる環境を検討する。また、他市消防本部の実績を検証し、活用の仕方を検討していく。</p>			
	<p>令和5年中の救急出動件数は3,678件（対前年比202件、5.8%増）と、これまで過去最多出動件数であった昨年よりも大幅に増加しており、救急車の適正利用についても推進していく必要がある。</p> <p>定年延長による高齢期職員は当面の間、少ない状況が続く見込みであるが令和11年度からは徐々に増加し、令和15年度から令和19年度までの間は4人に1人が高齢期職員となる予定である。そのため、高齢期職員を交替制勤務へ配置せざる得ない状況を想定しており、高齢期職員が現場業務で引き続き活躍し続けられるように、負担軽減及び職域拡大の対策が必要である。</p>			
取組に当たっての課題・問題点				
成果指標	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画の実施	計画の実施	計画の実施
令和6年度のスケジュール	第1四半期 (4～6月)	第2四半期 (7～9月)	第3四半期 (10～12月)	第4四半期 (1～3月)
	各計画の継続的な検証及び見直し			
	定年延長者の活用方法の検討			
令和7年度以降のスケジュール	令和7年度		令和8年度	
	各計画の継続的な検証及び見直し			
	定年延長者の活用方法の取組開始			

行財政改革大綱 実施計画 【令和5年度実績報告・令和6年度実施計画】

1 計画の概要

体系分類 (大項目名)	Ⅲ 効率的で効果的な行政運営	担当課		
取組項目名 (小項目名)	19 消防団の運営形態の改革			消防総務課
目 標	消防団組織体制の見直しとそれに合わせた施設・人員・車両の再編を検討する			
現状と課題 (計画策定時)	<p>人口減少や社会情勢の変化により、消防団員の確保が難しくなっており、消防団員の定数と実員数に差が生じている</p> <p>市内の人口減少の偏りにより、各分団の実員数に地域格差が生じている</p> <p>消防団機庫の約半数が耐震化されておらず、消防団機庫の統廃合を踏まえた対策が必要となっている</p>			
目標達成に向けた取組 (計画策定時)	<p>消防団への入団者数の増加策を検討する</p> <p>分団の統廃合を踏まえた「消防団再編計画」を策定する</p> <p>消防団員の資質向上に向けた取組を検討するとともに、消防力を補完するために必要な資機材を調達する</p>			
成果指標	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	消防団再編計画の素案作成	消防団再編計画の策定	計画の実施	計画の実施

2 令和5年度の実績

取組内容	<p>■消防団再編計画に関する取組</p> <p>玉野市消防団員の活動実態を把握するとともに、団員の率直な意見を聴取し、時代に即した消防団のあり方を検討するため、分団長の個別ヒアリング及び全分団員対象のWEBアンケートを実施した。</p> <p>消防団再編計画の素案作成については、方面隊方式の運用や分団の統廃合など、再編の方向性を決定する上で試行的に検証を行う必要があり、時間を要することから年度内の達成は難しい状況である。</p> <p>■入団促進に対する取組</p> <p>たまの消防フェスティバルにおいて、消防団ブースを設置し、消防団活動を紹介する取組を行った。</p> <p>消防本部の公式SNSを新たに開設し、消防団に関する広報を行った。市役所のデジタルサイネージに消防団員募集のポスターを掲示するとともに市内の事業所に消防団員募集のポスターを配布し、団員募集の周知を図った。</p> <p>■消防団員の資質向上に向けた取組</p> <p>外国人消防団員の採用及び採用する場合の取扱いを明確化するため、「玉野市消防団外国人（日本国籍を有しない者）任用取扱要領」を定めた。</p>			
	成果指標	成果指標名	当年度の成果指標	達成状況
		消防団再編計画の素案作成	未達成見込	

3 令和6年度の実施計画

取組内容	<p>■消防団再編計画に関する取組 被雇用者団員の増加により、日中の出勤人員の確保が分団単位では難しくなっていることから、方面隊方式（3方面隊18分団）を試行的に運用し、方面隊の新設及び分団の統合について検討をすすめる。</p> <p>■入団促進に対する取組 市内の事業所に対して消防団加入促進や活動しやすい環境づくりへの協力を要請する。 たまの消防フェスティバル等のイベント時に消防団活動を紹介する取組を引き続き継続して行う。 訓練の様子やイベント等を撮影し、消防本部の公式SNSを活用し、若手消防団員の入団促進に繋がるよう広報を継続して行う。</p> <p>■消防団員の確保に向けた取組 市内に居住若しくは通学する18歳以上の学生を対象とした「消防団サポート制度」又はそれぞれの能力やメリットを生かしながら、特定の消防団活動にのみ従事する「機能別団員制度」の導入について検討する。 消防団員が転勤や家庭の事情などで、一定期間活動を休止できる「休団制度」の導入について検討する。 消防団員の負担軽減のため、操法訓練・大会等の行事について、今後のあり方を検討する。</p>			
	<p>分団を統廃合した場合、1分団あたりの人員強化が図れるが活動範囲が拡大するため、対応するための資機材の整備や消防団機庫の統廃合を踏まえた検討が必要である。 消防団員の高齢化が課題となっており、若い消防団員の入団促進対策が必要である。</p>			
取組に当たっての課題・問題点				
成果指標	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		消防団再編計画の策定	計画の実施	計画の実施
令和6年度のスケジュール	第1四半期 (4~6月)	第2四半期 (7~9月)	第3四半期 (10~12月)	第4四半期 (1~3月)
	方面隊の検討	方面隊の試行的運用		
	再編計画の素案に関する検討			再編計画の策定
	消防団PR活動、入団促進の実施			
	消防団員の負担軽減及び資質向上に向けた取組の検討			
令和7年度以降のスケジュール	令和7年度		令和8年度	
	再編計画の実施			
	消防団PR活動、入団促進の実施			
	消防団員の負担軽減及び資質向上に向けた取組の検討			

1 計画の概要

体系分類 (大項目名)	Ⅲ 効率的で効果的な行政運営	担当課		
取組項目名 (小項目名)	20 新たな行政評価システムの構築・運用			総合政策課
目 標	効率的かつ効果的に総合計画に基づくまちづくりを推進するため、新たな行政評価システムを構築・運用する			
現状と課題 (計画策定時)	現行政評価では、施策単位での評価しか行っておらず、事務事業の評価を行っていないため、施策目標の達成状況を分析するための十分な判断材料がなく、感覚的な課題分析・改善策の検討しかできていない			
目標達成に向けた取組 (計画策定時)	新たに事務事業評価を開始するとともに、この事務事業評価の結果を踏まえて施策評価を行う新たな行政評価システムを構築・運用する 各担当課の職員が、新たな行政評価システムを有効に活用し、施策や事務事業のブラッシュアップにつなげられるように、説明会や研修会を開催する			
成果指標	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	新行政評価システムの構築・運用	新行政評価システムの運用	新行政評価システムの運用	新行政評価システムの運用

2 令和5年度の取組実績

取組内容	<p>■職員向け説明会の開催 本評価に関係する全ての部・課の職員を対象に、「部長級向け」「課長級～課長補佐級向け」「係長級～主事級向け」と、職級に合わせた3パターンの説明会をそれぞれ2回ずつ開催した。</p> <p>■新たな行政評価（事中評価）の実施 8月～9月にかけて、各部・課が主体で、事務事業評価と施策評価を実施し、10月下旬に評価内容に関するヒアリングを実施した。</p> <p>■総合政策課職員による伴走支援の実施 こうした評価システムを有効に活用できるよう、総合政策課の職員による伴走支援を行った。</p>			
成果指標	成果指標名	当年度の成果指標	達成状況	
		新行政評価システムの構築・運用	達成	

3 令和6年度の実施計画

<p>取組内容</p>	<p>■職員向け説明会の開催 評価システムの定着・有効活用に向けて職員説明会を開催する。</p> <p>■事後評価の実施 前年度1年間の実績を踏まえた評価を実施し、課題・問題点の発見や改善策の検討を行う。</p> <p>■事中評価の実施 約半年間の実績を踏まえた評価を実施し、新年度の予算要求において実施すべき改善策や翌年度の取組方針の検討・決定する。</p>			
<p>取組に当たっての課題・問題点</p>	<p>本評価システムは、担当の部・課が主体となった、施策や事務事業の課題・問題点の発見や改善策の実行を促進することを主目的として、構築・運用しているものであるが、一部市の裁量が少なく創意工夫の余地がない事業も評価対象に含まれていることが判明したため、改めて評価対象事業を精査する必要がある。</p>			
<p>成果指標</p>	<p>令和5年度</p>	<p>令和6年度</p>	<p>令和7年度</p>	<p>令和8年度</p>
<p></p>	<p></p>	<p>新行政評価システムの運用</p>	<p>新行政評価システムの運用</p>	<p>新行政評価システムの運用</p>
<p>令和6年度のスケジュール</p>	<p>第1四半期 (4～6月)</p>	<p>第2四半期 (7～9月)</p>	<p>第3四半期 (10～12月)</p>	<p>第4四半期 (1～3月)</p>
<p></p>				
<p>令和7年度以降のスケジュール</p>	<p>令和7年度</p>		<p>令和8年度</p>	
<p></p>				